

# 刑 政

刑務協會發行

第參拾五卷 第貳拾號



## 歳晩の辭

歳華匆々として流水投梭も啻ならず、壬戌の年も正に盡きんとして、内治外交漸く正に其重きを加へ國策の轉た繁難なるを覺ゆ。

願れば久しきに亘る大戦既に終を告げてより數年干戈のご夢の如く去て、平和の基礎夙に確立するありと雖も、戦亂の餘禍尙ほ未だ全く滅絶するに至らず、物質界の變調、思想界の悪化に付ては更に大に戒慎警勵を要するもの少からず。此時に當り靜に我行刑事業に付、既往一年間の實蹟を考ふるに百事順調に向へるのみならず、本年に於て特筆大書すべきもの少からず、其詳事は既に前號の誌上に於て行刑法規改正の趣旨並に本誌改題の辭中に記述しあるところにして、刑は制裁たるご同時に保護なりとの觀念の實現せられて、行刑に關する法規は其精神に於て將た、運用の上に於て根柢より改まりて、理想的善政を布かるゝに至り、刑務界の氣運並に面目茲に一新するを得たるは洵に刑事々業の爲め慶賀に堪へ

ざるごころなり。

次に本會の事業に付ては、這般の總會に於て會長の宣明せられたるごころにして、會員たる刑務職員の向上を計る爲め高級練習所を設けたるが如き、尙ほ會員の功勞表彰慰籍等の問題に就ても其目的の達成に勗め、其第一着手として贈與金の率を高め之を實施せるが如き、殊に調査部を設けて行刑事業に關する海外制度の調査を名士に囑託し、斯業の學理及び實際的研究に就ても新に囑託を増加して所期の目的の遂行を圖り、教化の方面に付ては看讀書籍出版に付委員制度を設けて精密なる審査を遂げ文書教誨の効果を適切ならしめんと計り、其他活動寫眞に依る教化の新方法は其成蹟を一層適實ならしめんと企劃せるものにして、其何れも新なる試なるを以て未だ實蹟の見るべきもの少しと雖も、歳華改まるご共に吾人は特に會員諸君の多大なる援助を仰き依て以て有終の美を濟さんごす。

茲に窮陰を送るに當り、周歲執り來りたる施設の大様を述べ會員諸君の幸福を祈り以て歳晩の辭となす。

# 假出獄制度に就いて (承前)

司法省 清 水 行 恕  
 參事官

之れより先佛蘭西に於ては行刑制度の改良論書に論議せられ既に千七百九十年には Mirabeau 氏獨居拘禁及び強制勞役を以て最も犯人改善に適應せるものなりとの提案をしたることあり。千七百九十六年には Lavolet-foucauld Liaucourt 氏フイラデルフイヤ式獨居制を推賞し、次で Charles Lucas 氏は其の著書に於て佛蘭西獄制に付刑罰を累進的に執行すべきことを切論し、其の後 Moreau-Christophe, Crawford, de Bannont, Trognonville, Demetz, Blouet 氏等に依り、英米の獄制研究の結果が佛蘭西に紹介せられて獄制改革の氣運を醸成し殊に十九世紀半頃に於ては獄制改革の議論實に囂々たる有様であつた。獄制改革家の論を觀察するに其の大多數は獨居拘禁を以て最も有効なる制度なりとなしたるが、Charles Lucas 氏はペンシルバニア式とオートバーン式とを折衷したるものを以て最も適當なるものとなし、Lavolet-foucauld-Liaucourt(小)氏は獨居拘禁は死刑に代へて之を用ふるか少くとも長期の自由刑に付いてのみ用ふべきものとしたるが如く、獨居拘禁論に反對するものもあつた。而して獨居拘禁の議論は延いて累進獄制の必要を論究するの端緒をなし、千八百七十七年に監獄協會 Société Générale des Prisons 設立せられ、以來益々行刑の研究の歩を進め千八百八十五年八月十四日の累犯防止に關する法律の制定發布を見るに至り、茲に佛蘭西に於て一般的に假出獄制度が確立せらるゝに至つたのである。

△  
 佛蘭西に假出獄制度が一般的に確立せられたのは、右の如く千八百八十五年であるが、此外にも一般流刑 (Transportation) に付ては千八百五十四年五月三十日の法律により政治犯流刑 (Déportation) に付ては千八百七十三年三月二十五日の法律により夫れ夫れ特別な假出獄制度が認められて居る。此事に付ては後に詳しく述べることにして先づ千八百八十五年の累犯防止に關する法律の認めた假出獄のことに付いて述べることにする。

△  
 佛蘭西が千八百八十五年八月十四日の累犯防止に關する法律に依つて假出獄制度を認むるに至つたのは永い間の獄制改革家の研究や議論に負ふところ多きは固より論を待たざるところであるが、特に此制度の成立に貢献するところの多かつたのは Bonneville de Marsagny 氏と Bénévoise 父子の二人である。

△  
 Bonneville de Marsagny 氏は検事を勤め後に控訴院判事となつた人であるが、此人は單に假出獄制度に付て忘るべからざる人であるのみならず、彼の卓越したる意見は刑罰制度の進歩の上に大なる貢献をなしたるものなるが故に、刑罰史の上に於ても決して見逃すことの出来ぬ人である。彼は千八百四十六年十一月三日フランスの裁判所に於て少年犯人以外の犯人に對する假出獄に付て De la libération préparatoire des Condamnés adultes なる論題を掲げ従來少年犯人に對してなす來りたる假出獄の成績良好なることを引證して假出獄の擴張を論じ、之を少年犯人以前のものにも及ぼすことの急要なることを説き、其の翌年(千八百四十七年)には Traité des divers institutions complémentaires du régime pénitentiaire を題する論文を公表し、犯罪鎮壓の手段として恩赦、假出獄、假出獄者の監視及保護、復権を必要とすることを極論した。其の後千八百七十八年の

ストックホルムの監獄會議に於ては刑罰の目的は犯人の改善にありとなし、監獄は精神異状者を治療する場所なりと論じたり。

Bonneville de Marsagny 氏の假出獄に付いての意見は大體下の様なことになる。第一に假出獄は正義に合する制度である。蓋し犯人に對し十分に刑罰の効果が表はれなければ、假出獄は許可されないからである。次に假出獄は合理的である。蓋し裁判官は犯人の改善に必要と認められた刑罰を概算的に定むるに過ぎないから司獄官が刑罰を現實に執行して結果に基いて正當な刑期を判断するものであるからである。次に假出獄は犯人が改悛したことの證明である。犯人が眞人間になつたことの裏書である。何となれば十分改善したと認めなければ假出獄を與へないからである。次に假出獄は犯人の社會復歸を容易にし且國家の監獄費を節減することが出来る。此等の利益があるから従來行はれ來りたる少年犯人に對する假出獄制度を擴張して之を一般犯人に及ぼすべきである。同氏は假出獄の條件として刑期の四分の三又は六分の五を執行すること、保證人を立てること釋放者には保護を必要とすること、假出獄は司法當局の意見を聽いて典獄之を行ふこと等を提案して居る。而して同氏の提案は大體に於て千八百八十五年八月十四日の累犯防止に關する法律に採用せられて居るのは頗る興味深きことである。

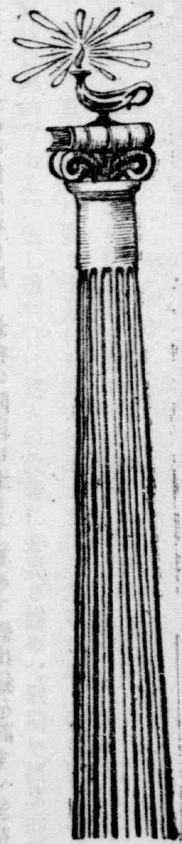
△

Péneloger 氏は千八百十八年に *De la justice criminelle en France* と題する著述をなし、次で千八百三十六年に *Des moyens propres à généraliser en France le système pénitentiaire* と題する著述をなし、刑罰の目的は犯人を改善するに在りと主張し、應報主義に基く刑罰執行を批難し大に行刑制度の改革を主張し、犯人は夜間之を獨居拘禁に付し、晝間は雜居せしめて嚴格に沈黙を守らしめ、論理的及宗教的教育を施すを以て犯人改善に適合する制度なりと論じた。當時は曩に述べた如く獨居拘禁論の盛な時代であつたにも拘はらず。

Charles Lucas 氏と同様單に獨居拘禁のみを以ては犯人改善に十分なる制度に非ずと論じたことは敬服に値する。

千八百五十五年に至り *De la repression pénale, de ses formes et de ses effets* なる論文を公表した。此論文は其の數年前に公にされた Bonneville de Marsagny, *Traité des divers institutions complémentaires du régime pénitentiaire* と題する論文に啓發せられ、且英吉利の累進獄制を参照したるもので、多少前説を變更して居る。即ち曩には晝は雜居を適當とすると論じて居たが、此の論文に於ては晝間も亦獨居拘禁に付するを相當すると論じて居る。蓋し犯人の改善は其の良心の喚起を利用するを得策とするから、獨居拘禁に付して靜にしむるは相當ならずと論じて居る。此の監獄改良意見は英吉利制度に負ふところ多く、特に千八百五十三年の *Penal Servitude Act* を参照せるところが少くない。要するに刑罰の執行は三段の階級に別つことを要し、先づ獨居拘禁に付し、次で強制勞役に服せしめ而して最後に假出獄の時期に入らしむべきものとなす。獨居拘禁は十年未滿の刑に付いては三分の一、十年以上二十年に至る刑に付いては四分の一を越ゆべからず。而して其の殘期の半分は強制勞役に服し最後の階段に至りて初めて假出獄を許すべきものであると論じて居る。

(未完)



# 監獄教育論

(承前)

輔成會囑託 辯護士 大澤 眞 吉

次に之を批評すれば、第一啓蒙派の教育學者の説は一の極端説である。何となれば吾々が理性の命令に従つて、或る事を爲し、又或る事をしない云ふ事は事實である。けれども理性と感情は衝動との間に衝突のあつたときは、吾々は常に理性の命を聽いて、感情、衝動等を抑壓するものではない。吾々が感情又は衝動等に制せられて、或る事の悪しきことを知りつゝも、之を爲し遂ぐることがある。之吾々の屢々経験する所である。故に教育に依て理性さ

へ明かにすれば、吾々は常に善を爲し、惡を避くること云ふことは出来ない是啓蒙派を以て極端説なりとせざるを得ぬ所以である。

第二に遺傳説に基づく教育不可能説を評するに、之も極端説としか云ふことは出来ない。何となれば親から子に子から孫に遺傳する所のものは、發達したる後に始めて一定の性質となる所の傾向で、既に十分なる發達を遂げて、一定の形を得てをる所の性質では無く、又數代間發達して來て、遂に十分鞏固

になつてをる所の性質であつても、遺傳の場合には單なる一の傾向に變るものだからである。加之遺傳された傾向の中でも、或るものは其の方が頗る微弱なものであるとしても、之亦一定の法に従て外部より刺戟を加るときは、或る程度まで發達させることが出来る。これに反して強い傾向であつても、反對の傾向を發達させて、これを抑制することが出来る例へば文學科學等を研究せしめて、精神的快樂に向つて傾向を指導するときは、肉體的快樂に關する欲望は減少するものである。勿論此の傾向を絶滅することは、非常に困難であると同時に、自然の與へをらざるものを人工に依て造り出すことは出来ない。併しながら右の傾向は前にも述べた様に、既に出来上つたものではなくて、將來出来上つて後に始めて一定の性質となるところのものであるから、此の傾向は外部影響に依て或は大いに之を發達することが出来る、乃至は其の發達を阻止することが出来る。故に吾々は外部の感化殊に具案的教育に依てこれを自

然に放任した場合に、得るであらうと思はる、性質とは甚だ違ふ所のものを作ることが出来る。換言すれば親とは大變に其の性質を異にする所の子供を造ることが出来るのである。但し時には生具の傾向甚だ強き爲、外部の刺戟を待たずして獨力發達し、乃至はこれを人為的に抑制しやうとするも、到底其の目的を達することの出来ぬこともある。天才、病的精神を有する者等は夫であるが、原則としては如何なる天才とて、外部の刺戟を不必要とするものではない。又最高度の精神的低能者は別として、これも原則としては教育の方法如何により多少なりとも効果を收め得ぬことはない。況んや進化論に據るときは、生物は生れながら有してをる所の性質を生涯持續するものにはあらで境遇に對する適應により變化するものであるてふ研究が、發表されてをるに於てをや。(教育學講義)

洵に然り、總ての生物は遺傳の法則に支配さるゝと同時に、生物の變異性なるものを開却すべからず。

遺傳と變異とは極めて密接の關係あり、變異と遺傳とは殆んど同一物を兩面より觀察するものと云ふて可なり。而して人工的の生活状態を變じ、或る生物に一定の變異を生せしめ、更に之を繁殖せしめその變異が果して子孫に傳はるや否やの問題を研究するは、則ち進化に關する變異性の研究なり、變異性に就て丘博士の説明を援用せんに、曰く「凡そ生物は生れてより死ぬるまで、常に外界に圍まれ、外物に接して居ること故、これより直接の影響を受けて、各個體の形狀に一定の變化を生ずることは極めて普通な現象である。例へば同一の木より生じた種でも、一つを肥えた地に蒔き、一つを瘦せた地に蒔けば、生長してから形は甚だし違ふ。また地面に植えて置けば、十間以上にも成るべき大木の苗でも、之を小さな植木鉢に植えて置けば、何年過ぎても僅に一尺位より延びぬ。鳩は常に堅い種子を食ふ者故、之を磨り砕くために、胃の壁の筋肉が大に發達して居るが、或る人が數年の間柔かいものばかりで鳩を

養ふた後に解剖して見ると、胃の筋肉が著しく退化し、壁は甚だ薄くなつて居た。またその反對に鷓の類は常に柔かい魚肉を食ふて居るが、或る人が之に穀物を食はせて數年の間飼うて置いたれば、胃の壁が厚くなつた。蛙の蝌蚪に植物性の食物ばかりを食はせて置くと、動物性の食物を與へたのに比べると、殆ど二倍位も腸が長くなる、同一種の生物でもその生活状態の異なるに隨ふて、生長後の形狀に著しい相違を生ずることは、これ等を見ても直に解かる中略。凡そ動物の身體組織をなせる成分は、常に新陳代謝して暫時も止むことなく、昨日食ふた滋養分は今日は己に筋肉神経等の一部となり、今日筋肉神経等を成せる物の一部は、明日は最早分解して老廢物となつて、體外に排泄せられて仕舞ふ、我々人間もその通りで、生れたときは僅に八百匆程のものが、二十貫もある大きい人間になるのは、全く新陳代謝に於ける物質出納の不平均から生じた結果である。されば生體が暫時同一の形狀を保つて居る所を

見ると、恰も岩石鑛物等の如き無生物が、常に同一の形狀を保つると同じ様に思はれるが、その存在する有様を調べると全く違ふ。岩石鑛物が昨年も今年も全く同一な形を保つて居るのは、之を爲せる分子が其の儘に止まつて動かず、外から入つて來る分子も無く外へ出て行く分子も無く、昨年あつた儘の分子が今年も尙其の處に止まつて居るからであるが、動物植物が昨日見ても今日見ても、同じ形を保つて居るのは全く之と別で、外界からは絶へず新規に物質が入り來り、體内よりは絶へず物質が出て去つて、たい物質の出入の額が略ぼ相均しい故、形狀が變じないのである。その有様は恰も河の形は昨日も今日も、同じでも流るゝ水が暫時も止まらぬのと少しも違はぬ。而して生物の體内に入り來り、暫時生物の身體を造る物質は何かと云へば即ち食物であるから食物の異同が生物體に直接に著しい影響を及ぼすことは、毫も怪むべきことでない。

同一の親から生れ、初めは全く同一の性質を備へ

て居た二疋の動物でも、一疋には滋養分を澤山に與へ一疋には粗末な餌を食はせて養うて置けば、終には其間に著しい相異が生じ、體格の強弱、大小、毛の色艶まで相異なつたものとなることは、常に我々の經驗する所で、富豪の飼犬と飼主のない野犬とは見ても直に解り、貴族の飼馬と百姓馬とは一見して明に違うて居るが、或る動物は食物次第で毛の全く變ずるものがある。例へばウオレリスの報告によれば、ブラジルに産する一種の鸚哥に鯨の脂を食はせると、緑色の羽毛が赤色または黄色に變ずるが、土人はこの事を知つて居る故、隨意に羽毛の違つた鳥を造る。又印度には非常に羽毛の美しい一種の鸚哥があるが、この鳥の羽毛を常に美しくらしむるには、一定の特殊の食物を與へて置かねばならぬ。その他鷓の類に麻の種子を食はせれば、羽毛が漸々黒くなり、カナリヤに胡椒の實を與へれば、黄色が益々濃くなることは既に人の知る所である。これ等はたゞ從來の經驗から云ひ傳へたことであるが、近頃態々

行つた實驗の結果によつても全くその通で、胡椒の實を食はせれば、カナリヤに限らず鶏鳩の如きものでも、やはり著しく羽毛に變異を生ずる。但し生長し終つた鳥に與へたのでは、格別に效能は無い。未だ一度も羽毛の抜け變らぬ前の鳩に食はせると、以上の如き結果が必ず生ずる。またリスリンやアニリン染料などを餌に混じて食はせて見たれば、各々何時も羽毛の色に多少の影響を及ぼした。(中略)

温度が動植物の發育に直接の影響を及ぼすことは最も明なことで、同一の植物でも暖い所と寒い所とでは葉の大きさ厚さなどに著しい相違がある。動物の方で特に面白いのは、温度と彩色との關係で、蝶類の如きは寒暖の度に隨ひ、種々の異なつた色を呈する種類が甚多い。我が國に産する「あげは蝶」のも類春出るものと夏出るものとは色も大きさも余程違ふ。「ひをどし蝶」の類も温度次第で、種々の斑紋彩色を現し、從來二種或は三種と見做されてあつたものが、飼養實驗の結果、同種に屬することの確

然と解つた例が幾らもある。前に第五章に掲げた黄蝶の如きも、これと同様な例で、飼養實驗によつて始めて其の悉く一種であることが明に知れた。

斯くの如く蝶類の色や模様は、温度次第で種々に異なるもの故、人工的に温度を加減して飼養すれば夏に出るべき形のものも冬に造り、秋に出るべき色のものを春に造ることも決して困難ではない。尙この方法によつて、實際天然には生存して居ない様な變つた蝶を造ることも出来る。(中略)

ヨーロッパに普通な山椒魚の一種に、黄と黒との鮮明な斑を有するものがある。大きさは我が國の「おもり」よりは稍々大きく、常に陸上に棲んで胎生する。昔から火事を消す不思議な力があると云ひ傳へられたため、俗語では「火の山椒魚」と云ひ、また學名は漢語に譯すれば斑紋性山椒魚となる。先年或る大學の教授が洋行歸りで持つて來たので、二三の新聞紙上に煩悶性山椒魚と書かれたのは是であつた。さてこの動物に就いてカンメルが行つた頗る面

白い實驗がある。普通には同體の表面の黒い所と黄い所とが約半分づゝ位であるが、幼い時から之を眞黒の土の上で養うて置くと、生長するに隨うて黒い部分が段々増え、黄色い所が段々減じて終には普通のものに比して著しく黒色の勝つたものに成る。また之に反して幼い時から黄色い土の上に飼うて置くと、黒い所が段々減じて著しく黄色の勝つたものに成つて仕舞ふ。元同一のものを一方は黒い土の上に、一方は黄色い土の上に飼うたため、斯様な相違が生じたのである。故にこれは外界からの影響を受けて、後天的に現れた變異であるが、更に之を蕃殖せしめて第二代目には如何なるものが出来るかと實驗して見た所が、黄色くなつた親から生れた子を黄色い土の上で育てたら、生長するに隨うて益々黄色が増え、終には黄い所は殆ど無くなつて、略々全身黄色いものが出來た。(中略)

如何なる理由によるか少しも解らぬが、多くの動物は實際その身體の大きさが住所の廣さに比例し、

同一種の魚でも廣い所では大きく生長し、狭い所では如何に餌が十分であつても、一定の大きさまでより生長せぬ。茲に圖を掲げたのは淡水に産する「もりのあらひ貝」と云ふ貝であるが、斯く大きさの違ふのは同一の親から生れた卵塊を四組に別ち、各々大きさの異なつた器に入れて飼育した結果である。餌は孰れにも與へたのであるから、大少の相違のあるのは決して滋養分の不足などより起つた譯ではない。全く唯容器の大きさの同じからざるより、直接に影響を受けた結果と考へねばならぬ。これはセンベルと云ふ動物學者が先年態々行つた實驗であるが、實際ヨーロッパの或る小さな池では鱒が十分生長せぬから、一定の大きさに達するど之を他の大きな湖に移して生長させ、然る後に之を漁する所がある。斯様なことは少く注意して見ると外國の例などを擧げるに及ばず、我が國にも幾らもある。鮎なども大きな川に産するものに比べると、小さな川で取れるものは常に小さい、川の幅がたとひ倍あつ



ても半分であつても、鮎の身體の大きさに比すれば、孰れでも遙に大きなもので、鮎の生活上廣いとか狭いとか云ふことは到底感ずることは無いであらうに斯く産物の大きさに著しい相違の起るのは何故であるか、今日の所ではその理由が全く解らぬが、人間などでも丈の高い人と低い人とを比べると、單に身長に差がある外に、體の諸部の間の割合にも著しい相違があるから、魚類や貝類でも大小の違ふものは、恐らく頭、腹、尾等の割合も異なるであらう。随つて素性を知らぬ分類家に見せたら、或はそれ／＼種族の別なものと見做すことが無いとも限らぬ。

以上の如き事實を態々／＼に掲げたのは、動植物と外界との間には密接な關係があるが、之に關する我々の知識は、現今尙極めて不十分なることを示すためである。餌を十分に與へて他に何も生長を妨げるものが無い様に、十分に注意して養うても、小さな器に入れてある「ものあらひ貝」は、大きな器で飼うたものに比べると、十分の一にも足らぬ大きさま

の變異性は其實驗上争ふ可からざる事實なるが故に、教育の力に依り兒童の品性を或る程度まで陶冶し得べきは蓋し疑を容るゝの余地なし。要は教育者に教育精神の活躍靈動するや否やに在り。而して茲に生物の變異性に關し、縷述せし所以のものは他なし、監獄教育の客體たる少年受刑者は、概ね生來不良なる環境の爲め惡影響を受くること尠ならず、遂に入監するに至りたるものなれば、生物に通有なる變異性に關し、豫じめ讀者の諒解を求むる必要あればなり。

#### 第四章 監獄の教育

凡そ教育は之を其目的より分類して三種とす。即ち(一)普通教育(二)専門教育(三)特殊教育是れなり。

普通教育は社會の如何なる階級たるを問はず、一般に國民として必要なる基礎教育を行ふものにして兒童の心身を調和的に發達せしめ、道德意識を啓發

でより生長せぬを見て察せられる通り、外界からは我々の思ひ及ばぬ様な方面に於て、動植物の身體に直接の「影響」を加へることのあるもので、既に「ダーウイン」も注意した如く、獅子、虎の類は動物園に飼はれて居ながら盛に繁殖するが、同じく猛獸の中の熊は、如何に滋養分を十分に與へても滅多に子を産まぬ。また鷲鷹の類は人に飼はれて隨分達者に長生きをするが、雌雄揃うて居ても決して卵を産んだ例が無いと云ふことなども、今日の所一向その理由の解らぬ事實である。斯くの如く未だ解らぬことばかりで満たされてある時代には、先づ實驗によつて成るべく多くの事實を確めることが最も必要であるが、己に本章に述べた如き種々の面白き實驗的研究もある故、今後は年々新しい事實が発見になつて、生物の變異性と進化との關係も、追々明瞭になるであらうと。(進化論講話)

孔子は上智と下愚とは移らずと云へり。天才と低能兒とは變移すべからざる意のなり。然れども生物

し、文化生活に必要な知識技能を授くるを以て其目的とす。即ち小學校、中學校、高等學校、高等女學校等に於ける教育是れなり。専門教育は特別なる智識、技能、道德を授け、將來一定の職業に従事するに足るべき能力を涵養し、若くは學理の蘊奥を攻究せしむるを以て其目的とす。大學其他専門學校に於ける教育是れなり。

特殊教育は被教育者の状態が普通の學校に於て普通教育を授くるに適せず若くは之を受くること能はざる場合に、特殊の教育を施すを以て其目的とす例へば盲啞學校、白痴院、孤兒院、感化院等に於ける教育是れなり。而して監獄に於て受刑者に授くる教育も亦此の特殊教育に屬するものなり。

監獄法第三十條に曰く「十八歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施スコシ、其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムル者ニハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得」

監獄法施行規則第八十五條に曰く「監獄法第三十

條ニ依リ教育ヲ施ス受刑者ニハ、毎日四時間以内小學程度に依り修身、讀書、算術、習字其他必要ノ學科ヲ教授ス可シ。

前項ノ受刑者ニシテ小學科程ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト同等ノ學力アルモノニハ、其教育ノ程度ニ應ジ毎日二時間以内相當ノ補習學科ヲ教授ス可シ」

此等の法令に依れば、監獄教育は小學教育を標準と爲すものにして、小學校令第一條に「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シ、道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」とあり。

此の條文に付ては教育家の間に種々の議論あり、又其解釋も一致せざる點ありと雖ども、兒童の體育知育の大綱を示し、兒童を道德化せしめ、國民化せしめ、社會化せしむべき教育を施すの趣旨に外ならずして、個人心身の健全なる發達を期し、社會の共同生活に順應し、忠良なる國民たるべき基礎を形成せんとするに在り。

師(三)監獄醫(四)監獄長(少年監に在ては分監長、少年を收容する監獄に在ては典獄)是なり。而して監獄長は恰も學校長に同じ。

明治三十六年司法省訓令監獄發第三〇號監獄醫、教誨師、教師、藥劑師の職務規程第四十五條に曰く「教師ハ典獄ノ指揮ヲ承ケ在監人ノ教育ニ從事ス」第四十六條に曰く「就學者ニ對シテハ其年齡、智能、性狀、境遇ヲ斟酌シテ成ルベク各個人ニ適當ナル教育ヲ施スベシ」第四十七條に曰く「就學者ノ就學年月卒業ノ科目學業ノ優劣等ヲ詳細ニ簿冊ニ記載シ典獄ノ檢閲ニ供スヘシ」とあり。

教誨師の職務に關しては、第三十條に曰く「教誨師ハ典獄ノ指揮ヲ承ケ、在監人ニ對シ專ラ其德性涵養ノ任務ニ從事ス」第四十四條に曰く「教師ヲ存置セサル監獄ニ於テハ教師ノ職務ハ教誨師之ヲ行フ」とあり。

監獄醫の職務に關しては第一條に曰く「監獄醫ハ典獄ノ指揮ヲ承ケ在監人ノ檢診治療及監獄衛生ニ關

然るに監獄は元來刑罰の執行所にして、教育に附加的施設に過ぎざるを以て、所期の成績を擧ぐることは能はざるは亦已むを得ざるべしと雖ども、少年法及び矯正院法の實施に伴ひ、少年監獄の設備を完成し、其教育方法を改善し以て所期の目的を貫徹することに努めざるべからず。

### 第一節 監獄教育の主體

教育學は教育に三個の要素ありと云ふ。即ち第一は教育活動を起すところの主體なり。通常之を成熟者と云ふ。第二は教育活動當面の人にして客體なり。通常之を未成熟者と稱す。第三は教育主體と客體との間に行はる授受傳達作用にして即ち感化影響なり。故に最も嚴格なる意味に於ては教育は此の三者中何れか其の一を缺くときは成立せず、故に之を教育の三要素と稱す。而して教育の主體とは教育を施す所のものを云ひ客體とは教育を受くる所のものを云ふ。

監獄教育に於ける教育の主體は(一)教師(二)教誨

スル一切ノ事務ヲ掌理ス」第五條に曰く「新入監者アリタルトキハ其ノ身體ヲ檢診シ健康診斷簿及身分帳ニ其ノ要領ヲ記載スヘシ」とあり。此等の規定に依れば少年受刑者の心身の發育に關し監獄醫が直接に管掌すべき明文なしと雖ども、監獄衛生に關する一切の事務を掌理する監獄醫が少年受刑者の心身發達に關し特に留意すべきは、固より當然なるが故に、余は監獄醫を教育主體の中に列記したる所以なり。

現に北米マッサチユット州ライマン學校の監督は、不良兒童の不良なる身體的狀態に關して述べて曰く余は犯罪非行の原因を以て身體諸機關の種々なる缺陷から生ずる劣悪低級の元氣に外ならぬものと信じた。従つて今後吾人は益々此不良兒教育事業の醫學的乃至身體的側面に重きを置かねばならぬことを確信する。余は不良兒童は不良兒童の扁桃腺病や腺病を治療し眼や鼻を綿密に檢査し、又心臟病肺病、胃腸病などの如き顯著なる機關に關する疾病に對して特別の注意を施す等、總て醫師の任務を非

常に重大視するものである。尙又かの齒科醫の仕事も同様に極めて肝要なるものであると信する「キング氏著教育と社會」と之れ大に参考に供すべきものにあらずや。

教師に必要な資格に關しては、内外教育家の諸説紛々たりと雖ども、明治十四年六月文部省達第十八號を以て頒布せられたる小學校教員心得は一般に教育者に對する心得として頗る價値あるものと信するが故に左に之を掲記せん。

小學校教員の良否は普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は國家の隆替に係る其の任たる重且大なりと謂ふべし。今夫小學校教員其人を得て普通教育の目的を達し、人々をして身を修め業に就かしむるにあらずんば、何に由てか尊王愛國の志氣を振起し、風俗をして諱美ならしめ、民生をして富厚ならしめ以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學校教員たる者宜しく深く此の意を體すべきなり。因て其恪守實踐すべき要款を左に掲示す、苟も小學校教員の職に

一、鄙吝の心志陋劣の思想の懷くべからざるは人々皆然りと雖、特に教員たる者は自己の心上に於て最も謹で、之を除去せざるべからず。蓋し幼童の知徳を養成し、身體を發育するの重任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは固より鄙吝陋劣にして、偷安貪利を事とする徒の敢て能くすべき所にあざればなり。

一、學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の能く具有すべき所にあらず。又生徒教育上に缺くべからざる許多の勞力は、身體薄弱なる者の能く忍耐すべき所にあらず。是が故に教員たる者は宜く特に起居飲食等の常度を守り、散策及運動の良規に循て其心身の健康を保全し、以て其務を盡すの地を做さんことを務むべし。

一、教員たる者は唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以て足れりとせず。博く教則外の學科に涉らんことを要す。苟も此の如くならざれば、倏ち教授上の破綻を生じて生徒の信憑を失ひ、遂に

あるもの夙夜匪懈服膺し忽忘すること勿れ。

一、人を導きて善良ならしむるは多識ならしむるに比すれば更に緊要なりとす。故に教員たる者は殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして卑幼を慈し、及自己を重んずる等凡て人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以て之が模範となし、生徒をして徳性に薰染し善行に感化せしめんことを務むべし。

一、智心教育の目的は専ら人々をして智識を廣め材能を長じ以て其の本分を盡すに適當ならしむるに在り。豈徒らに聲名を博取し、奇功を貪求せしめんが爲ならんや。故に教員たる者は宜しく此旨を體認し以て生徒智心上の教育に従事すべし。

一、身體教育は獨り體操のみに依著すべからず。宜しく常に校舎を清潔にし、光線温度の適宜及大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癩習に汚染する等を豫防し、以て之れに従事すべし。

其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

一、教員たる者は常に整然たる秩序に由り、意識を廣めて以て其心志を練磨せんことを務むべし。然らざれば決して教授の實効を奏する根柢を立つる能はず。蓋し我が練磨せざる心志を以て能く他人の心志を練磨し得るものは未だ曾て之れあらざるなり。

一、師範學校等に於て嘗て學習せし所の教育法は概ね其の一様式たるに過ぎざるものなり。故に教員たる者は徒に之を踏習するを以て足れりとせず、宜く常に自ら其の得失利害を考究取捨し、以て之を活用せんことを務むべし。

一、人の精神及身體の組織作用に至つては、教員たる者最も深く意を留め、講究と經驗とに由て其の實際に精通せんことを要すべし。然らざれば假令教々汲々として教育に従事するも遂に臆度妄作の弊を免がるゝこと能はざるなり。

一、學校管理の事は教授に比すれば更に困難なりとす。故に教員たる者は常に人情世態を審にし、通義

公道を辨じ、且事を處する方法務を理する順序等を修練せざるべからず。

一、校則は校内の秩序を整肅ならしむるに止まらず。兼て生徒の徳誼を勸誘するの要具たり。故に教員たる者は能く此趣旨を體認し、以て之を執行せざるべからず。

一、熟練懇切黽勉の三者は亦教育上缺く可からざるの美事たり。故に教員たる者能く此三者を具備して其事に従ふ時は、獨り教授の實効を發するを得べきのみならず、又生徒をして不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

一、學校を統率するは殊に剛毅、忍耐、威重、懇誠勉勵等の諸徳に由るべし、蓋し剛毅にあらざれば難に勝つ能はず。忍耐にあらざれば久を持する能はず、威重にあらざれば人を服する能はず、懇誠にあらざれば衆を懷る能はず、勉勵にあらざれば事を成す能はず。一、生徒若し黨派を生じ争論を發する等の事あらば之を處置する、極めて穩當詳密にして偏頗の弊なく

苛刻の失なからんを要す。故に教員たるものは常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持し、就中政治及宗教上に涉り、執拗矯激の言論等をなす等のことあるべからず。

一、人として善良の性行を有すべきは言を俟たずと雖教員たる者に至ては最も善良なる性行を有せざるべからず、然らざるときは獨り幼童の徳性を涵養し善行を誘掖すること能はざるのみならず、却て其天賦を戕賊するに至るべし、蓋し幼童の中心たる至虚至冲にして、外物に感染せらるゝこと極めて鋭敏なればなり。

一、教員たる者の品行を尙くし、學識を廣め経験を積むべきは、亦其の職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くするは其の職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め経験を積むは其の職業の光澤を増す所以なり。

以上の數則は監獄教育の主體者に對しても蓋し坐右の銘たるべし。

### 遺棄せられたる少年に關する

## 心理學及教育學上の根本問題

本會囑託 藤井五郎

本譯は W. Foerster 教授著「Schuldun Substanz」(一九二〇第三版)中の「遺棄せられたる少年に關する心理學及教育學上の根本問題」の章の第三節「少年犯の心理に就きて」の箇所を拙譯せるものであつて、Foerster 教授はMunich 大學の哲學及教育學の正教授で、其の刑事問題に對し教授は刑法の舊派と新派との調和を計らむことを努め、同問題を心理學的及教育學的方面より解釋せむと試みられて居るのである。

### 第三節 少年犯の心理に就きて

少年犯罪者を正當に裁判せむとするには、少年時に犯罪行爲があるからとて未だ、決して其少年に犯罪性があると類推し得るものでないことを充分了解するのが最も重要であつて、多くの場合少年の犯罪

といふものは、間違つた指導即ち本來尊重するに足る才能の誤れる適用に基因するのである。M. L. 氏は「少年の多くは元來犯罪を犯し易い時期を経過するものであつて、其時期に於て間違つた指導を受けた少年は、社會に反抗して極めて容易に墮落に陥るものであると言つて居る。發育期に於て、活動欲の盛なる少年の生活が、健全にして確實なる目的を見出さないならば、其生活は破壊的の行動に傾き大膽にして不良なる行爲や思想に其身を委ねるに至るものである。如斯にして墮落するも、其少年の本性には強い矯正的及應報的の素質が存在するに違ひない何んとなれば、本來高貴なる才能も夫れが不純にし

て野蠻なる犯罪の目的の爲めに用ひらるゝときは、其性格は墮落するに至るからであるとは云ふものゝ如斯誤導せられて犯罪行爲を爲す少年は、全然法規に反する行爲は爲さなければ、強い個性のある生活をする何等の素質を有せない停滞性の少年よりも有望であることは否定出来ぬ。Inohay 氏は「何等の悪い事を爲し得ざ兒童は又善い事を爲す能力を有せない。従つて其不良少年中最も興味のある兒童は、活動的で生氣に充ちて居る兒童である」と云つて居るが至當の言である。Brock 氏は其著書少年自治俱樂部中に「大膽なる窃盜少年の方が、本性からではないけれども、怠惰の爲め一日中家の内に蟄居して満足して居る少年よりも、其將來善良なる市民たるに有望なる素質を有する」と云つて居る此の點に就いては幼年心理を研究して居る學者は皆其意見が一致して居るのである。Stanley Hall 氏は眞正の實踐心理學的犯罪學は何時かは倫理的的教育學に功獻するところがあるであらう。何んとなれば右

するときは、大體に於て少年の有する善の素質は、形而的の德行として表はるゝことは稀れであつて、却つて眞實に理解したる指導が缺けて居るが爲めに意地の悪い、粗暴な、社會に危害を及ぼす性質を有する證據として皮相の判断を受ける様な方面に現はれることを認むるに至ると言つて居る。少年には一方には、慥かに、本質的の粗暴性ある爲め懲治場を必要とする様な大膽な性質を有する者があるが、併し他の一方には、又人に秀せんとする希望及危険を征服せむとする願望から生ずる男らしき大膽性がある。此の大膽性は指導宜しきを得るときは、人の命令よりも神の命に従ふ性質に變せしめ得るのである。粗野なる少年を正當に觀察して上述の如き意味に於て生氣なき性格と活潑なる性格とを區別してそれに應ずる反對作用を施すことは、少年教育の重要な任務中の一つである。總べての不良少年は聖き人となる能力がある者であるとは謂へない、Brock 氏は云つて居るが、それは正しい言である。勿論精神的

犯罪學は少年犯罪人には倫理的に價値のある才能が極めて多く隠れて居るものであるといふことを段々と明白にするに至るからであると言つて居る。少年の多くは刑罰法規に依つて重く罰せられる犯罪を犯すことが屢々ある。何んとなれば斯る少年に取つては人並秀れたる果斷、沈着觀察力、警察官の目を免がれる技倆の如きは、其好奇心を唆り得て犯罪行爲を爲す以外の事に其能力を用ひようとして爲さないのである。而し斯る幼年は同様に善を爲すにも他人に對して敗を取らない者であるに違ひない。

◇

少年は一つの創造力である。此のことは忘るべからざることである。盗人を感化して騎士たらしめねばならぬ。犯罪學は、少年犯罪人の背後に存する深い動機を發見して、少年を健全なる目的に導き少國民の爲めに、害のない快樂と仕事との欠缺を補充することに盡すのである。Stanley Hall 氏は「若しも吾人が眞實に實際的道德教育の方面から少年を觀察

及肉體的本能が病的に腐敗し、他の少年の如くに有り餘れる生氣に原因するのではなくて、其病的本能に原因して外界に對して誤れる關係に陥る少年が澤山ある。故に、浮浪とか學業の不成績とかいふとは例へば不自然なる教育方法に對する生氣に満ちた反抗、及自由に對する愛惜奇異なること及び新らしきことに對する少年の好奇心に由來すると、同様に又病的に條件付けられ、或は根本的に浮薄なる性格からも亦生じ得るのである。動物を虐待したり、或は殺戮することは、學問上の研究心を刺激せられて起り得るが、普通の少年に於ては、又一般に満足するを必要とする活動の衝動に缺くる所あるが爲め、又病的の原因に基く殘忍性から起ることもあり、尙又、春期發動期に於ける一時的に精神上の平衡を失ふが爲めに起るのである。少年が喫煙するのは、一つの病的神經状態に因ることがあり、又幼年の年長者の權威に對する單純なる反抗、即ち年長者の舉動を外觀上模倣すること、又は尊大振を示すことの爲めに

原因するのである。少年心理を研究せむとするには常に、斯る事實が存することを充分に承知して、少年の特定の缺陷、即ち犯罪の根本原因を爲すところの物を其少年の全部に付いて觀察して判斷を下さなければならぬ。

◇

二人の若い者が全々相異つた心理状態から、同一の行爲を遂行するといふ重要な事實の存することを看過するならば、其結果として恐らくは總べての教育上の欠缺の最も大なるものが生ずるのであらう。Buck氏は、斯る心理上の相違を前記著書中「兒童犯罪」といふ章に於て、説明して居るが、其主なる點を茲に摘示して見よう。Buck氏は兒童の犯罪を異常なる兒童により犯さるゝ、犯罪と、常態なる兒童により犯さるゝ、犯罪との二つに分ち、前者に付いては、(1)過度なる自然的本能、(2)興奮せる感情生活より生ずる弊害、(3)理解力の欠缺、(4)同情心の欠缺、(5)思考の混亂、(6)意思力の欠缺。後者に付いては、(1)充

滿せる生氣の使用、(2)理解力の不完全なる發達、(3)一時的の強情、(4)意思力の不完全なる發達が主なる原因を爲す。勿論此の二つの分類の間には移り變りはあるが大別すれば以上の如きであると見て居る。

上述の如き見解に基き Park氏は少年盗人を四つの階級に分つて居る。

第一の階級 には、何等所持する権利なきことを知りながらも、金、衣服、裝飾品の如き物を所持して、正當なる所有者自身の費用でそれ等を買ひ得たるものの如く装つて、夫れを樂む爲めに他人の物を盗む如き兒童が屬する。如斯き行爲は、兒童の無邪氣な、又は尊重するに足る性質が偶々犯罪的表現を爲したるものではなくて、却つて、強度の欠缺と生活規則に對する全然相反せる心理状態の表現である。道徳性の健全なる兒童は、空腹なるが爲め又は冒險趣味よりして他人の物を盗むけれども、道徳性の欠缺ある兒童は危険と冒險とを避けて、見付けら

れたときは其事實を否認し他人に罪を轉課する。斯る兒童は如何にして救済したら好いか。他人の所有物を尊重せしむる有效なる方法は兒童をして先づ所有者たらしむるに在つて、而かも兒童が其物の所有者たらしむるには自から働いて取得し又は自から生産せなければならぬことにすれば、其時は兒童は其所所有物が何人よりも奪はれない保證が是非必要であることを感ずるに至るのであらう。次いで、兒童をして或必要な仕事(例へば室の掃除、靴磨、雪の掬除)を爲さしめて、少し計りの報酬を支拂ひ、同時に窃盜により生じたる損害に對する同情心を覺らせ、其損害を賠償する様に導き、此の場合には第一に家庭の感化が必要である。之が不能の場合には感化院に託することが是非必要である。

第二の幼年窃盜の階級 には、窃盜狂が屬する。それは病的性質に因るのであつて、病的とは單なる異常性とはことなる。此の病的の状態は醫療的救済の範圍に屬するのである。

第三の階級 には、或刺激、冒險を享樂せむとする身體的生氣及名譽ある蠻勇を實行せむとする希望等よりして他人の權利を侵害する總べての兒童が屬する。Park氏は、之を指導を誤られたる生氣ある兒童と呼び、斯る種類に屬する掠奪者は、各種の遊戯、運動及散歩等の設けある少年俱樂部を設置すれば撲滅し得る。

第四の階級 には殆むど反抗することの出来ない誘惑に陥る少年盗人が屬する。充分なる防禦方法の講じてない誘惑の存する少年の職業が澤山ある。例へば少年配達人の如し。斯る少年は賃金表に書いてある以上を、要求せむとする誘惑中に其身を置いて居る。彼は其使用主に相當の料金を返せば何人にも損害を掛けぬものであると信じて居る。彼れは給料が少なくと思ひ、不當の料金を要求して給料の足にせむとするのである。意思の強固な者、及斯る方法に依る所得を頼みとせない者才が此誘惑に打ち勝つ。何等の權利なきに拘はらず勞せずして金を得るとい

ふ習慣は必ずや、永久に非常に徳性を亂す作用を爲し、其道徳性を破壊して遂には少年をして犯罪者たらしむるに至る。斯る少年に對しては正直といふことは人としての名譽に關する事項であることを説明し、信頼といふことは人の最も高尚なる性質として奪むべく、而して人の共同生活の束縛のない信頼に基くものであることを教へて、其名譽感情を強く且明瞭にすることに依つて、幼年の犯罪(竊盜)を救済し得るのである。於茲幼年組織に就いての名譽章に關する問題が存するが後に述ぶる所あらむ。第四の階級には尙ほ又意思の弱い幼年が屬する、彼れ等に取つては其誘惑は異常の物たるを要せない、僅かの欲望が彼等を墮落させる。彼等は其性大膽でなく隣恠せる人の眞似をするのである。而し彼等に取つては男子らしき行爲を爲すの補助者として意思の強い人が其傍に居るなら墮落に陥らないのである。如斯意思の弱いが爲めに成る犯罪人は、其改善の望が少くない。幼い意地悪い少年は寧ろ、意思の弱い者より

も有爲の人とすることが容易である。意思の弱い斯る少年は其意思を鍛練し、又は善良であつて意思の強固な交友を世話するならば其人格を完全に爲し得るのである。



少年に存する弱點及墮落の程度を正當に判断せむには、常に、其幼年の外界の狀況即ち四圍の文化の程度、文化に依つて刺激されたる要求及缺乏並に文化に依つて減少する道徳力の補給を顧慮せねばならない。幼年の性情に及ぼす社會の文化の影響は、外部からの刺激が莫大で在つて、内部の之に對する抵抗力は極めて少ないものであると斷言し得る。米國人は大都市は少年の罪惡庭園であると名づけて居るが尤もなことである。吾人は一つの町に在る多くの商品陳列棚、倉庫、活動寫真等、即ち食欲、虚飾欲娛樂欲に對する種々の刺激を思ひ起す、教會に出入しない人々に對する精神修養は如何であるか種々の影響を受ける大なる工場官街に於ける多くの少年、

少女の品性は何人が教養するのか。自制を卑下すること、各自の欲求の崇拜、自己中心の哲理等に付いて、國民の各階級に及ぼす近世の人生觀より生ずる暗示的影響は如何。人は其快樂と情慾を追求する理は當然なりと、信ずる野卑なる厚顏無恥は如斯き人生觀に基因するにあらずや、多くの少年犯罪があるとは、成年者が生活と社會に對する義務に付きて有する其思想が幼稚である時代の自然的徴表ではないか吾人が右の如きことを述ぶるは少年犯罪發生を辨明する立場に立つて云ふのではない。少年犯罪防壓に付き相當なる教育的對抗策を講ずるに當つては外界の刺激が特に重大であることを顧慮するのが極めて必要であることを想起せむが爲めに云ふのである。Pestalozzi は其著 *Einigkeit und Gerechtigkeit* に於て、少年犯罪が成立するには社會一般の思想、慣習殊に外界の刺激が影響を及ぼすものなることを極力述べて居る。彼は同書に於て百姓の物語として「百姓等は、竊盜をするに至る特別な事情を物語つた。不

規律、壓迫及正義を學ぶの機會の少なきことが、容易に人をして盜みを爲す様にさせる。そして些細なる動機が盜みをさせる。絞殺されたる罪人が絞首臺の階段で其父に向つて「若し汝が私をして毎夜規則正しく私の上衣を釘に掛ける様に慣習を付けたならば、今の如く絞首される様なことにはなるまいに？」と言つたと述べた百姓等は語を次いで健康を維持するに足る、食糧の欠缺は國民をして一層盜みをする様にさせる。怠窳も亦人をして盜みをさせる善行を爲すことに付き何等の興味を感せず、善及無邪氣といふことに付き何等の喜を持たない境遇にある人は、其本性に於て善良なる素質が多くあつても、遂には無頼の徒となり、其家族は倦怠に苦しみ快樂を得るの機會を求めどうにかして之を求めむ爲めに村中を彼方此方と探ね歩いて、小料理屋に出入し惡者共の群に投ずるに至る。」と述べて居る。

英國の監獄改良家 *Rev. Mr. Howard* の著書少年犯人の中に少年の實踐心理に付き重要な論文が掲げてあ

る。而して之に關連して年齢凡そ十三歳より十六歳に至るまでに存する少年發育不繼續性に關し述べてある。少年の性格中此の不繼續性は肉體的及知的作用の急激なる變化のために生ずるのみならず。斯る年齢には小供らしき衝動が其心理に及ぼす作用を失ふけれども、他の一方では斯る年齢に在つては成長せる人としての衝動が未だ何等の確定した作用を有せない様な精神上の危機が存するが爲めに生ずるのである。成年が咳唾するが如き、飲み且喫ふが如き罵るが如き、又自己の意思を行ふが如き、之れ等は總べて發育期にある少年の醜僻し易い心に響き互るのである。斯る時代に在つては其の精神上の保護が最も苦難である。此年齢に在つては無邪氣なる従順性は減じ、思想上の初めての獨立は年長者の命名に背き良心は交友の影響に依つて錯亂し且麻痺する。新らしき事は、而し何れは明かにはなるけれども、此の時代には未だ了解されてない否未だ了解され得ないのである。少年は此時代には同時に強い衝動に

依つて惱まされる。食欲は非常に強烈となり性の衝動は各種の精神的平衡の破壊の爲めに段々と現はれ初める。如斯發育期に在る兒童に取つては父らしき威嚴を以て會談する丈でなく年長の戦友の如くに忠告を與へ且常に刺激する新なる精神的の要求と、力一例へば自由の熱望社會的衝動、勇氣、大膽、名譽心の如き—が暗々裡に暴烈することを防ぎ、其思想感情、意思に絶へず其高尚なる意義と内容を肝銘させるどころの年長の友を切に必要とするのである、茲に於て少年監督官といふ職務が生ずるに至るのである。Morrison氏は此危険なる少年の時期に付いて次の如く「此の時期は烈しい心理的變化の多い時である居睡りをして居た衝動と感情が目覺めて、之が爲めに重要な抑制と缺くべからざるものとなる。少年は此の危険なる年齢に達する迄に、不知不知の間、彼れを取圍き遠境に適合して多くは彼れを襲ふ新らしき感情の動搖に抵抗するを得ずして、他人に對し罪を犯すに至るのである。斯る年斷に於ける犯

罪を爲すの傾向は個人の生理的變化によつて強められるのみならず、新なる社會的環境に依つても強められる、従つて寧ろ外界との接觸の及ぶ範圍は非常に廣くなるのである。従來は此の接觸の範圍は家庭と學校に限られて居たが、今後は、彼れは總べての方面に接觸する廣き範圍の勞働生活を包含するに至る。少年は新らしき世界に一步を踏み出す、即ち烈しき闘争のある非常なる努力を要し鋭き訓練を受ける世界に踏み出すのである。此の所に於ては少年は外界の境遇に適應することは頗る困難となる、家庭や學校で訓練を受け此の年まで幸福に成長し來れる少年は、勞働生活の要求には適合し得る能力が無い。此の事は或は勞働の苦痛の爲め、或は個人の肉體上の不滿、或は成熟せる感覺を支配するには精神が未だ不成熟なることに基因する」と云つて居る。

Stanley Hall氏は、上述の危険なる時期に付いて同様の意味で「成年の爲す生活、及其職業問題に付いての少年の興味は、段々發達して行くのである。少

年は、今や新らしき世界に醒め、而かも其世界及其世界に居る自己を了解しないのである。其少年の將來の生活は、急に出現したる新なる力が如何に組織せられ、如何に指導せらるゝかに主として懸るのである。人格、或は個性と稱するものは既に其形が出來上つては居るが、而し何れも尙は教育を爲し得るの餘地が存する自信及名譽心の高まる、個人の特質及才能は而しながら放肆に傾む」と述べて居る。

◇

斯る方面の觀察を終るに當つて、尙は一つ少年時代の重大なる現象を注意する必要がある。此現象に留意することのなきときは遺棄せられたる少年等を正當に理解し正しき取扱を爲すことが不可能となるのである。其現象と云ふのは、少年の有する群集的衝動のことである。少年は集合性を有し而かも其交友の批判に心理上殆む奴隷的に支配せらるゝものである。折角教育せられたる良心も此の新なる影響を蒙りつて殆む麻痺せらるゝに至ることが屢々あ



る。Forsyth 氏は正に少年期を終らむとする少年を支配する感情の此の新らしき世界に付き「少年が單獨生活の狭い限界及學校や家庭の柵を脱して共同の團體生活が有する廣い社會的世界を求むる時期が来る。此の本能は正しいものであつて必然的であるが、而かも墮落の可 性あると共に、救済の可能性もある。両親は各々各階段を経て生活をして来た。彼等は日々の苦慮に對し強固なる道德的の思慮を廻らして来たのである」と云つて居る。Forsyth 氏及其他少年の社會心理を研究して居る學者は四十才乃至十六才の少年の非家庭的本能に就いて「此本能は家庭といふものが殊に二兒制度の普及と共に、少年の發達する心を満足さす爲めには不充分的な社會的環境であるといふことに基因する」と云つて居る。此の社會的衝動は墮落的の影響を蒙り易いが、而し大に教養する價值あるものである。何となれば、此衝動は少年の獨立の要求は社會的生活に於ける秩序との調和を齎らすからである。此非家庭的本能は

を指導するには心理學上の深い知識を必要とする、多すぎる關涉を適當に制限すること、指導せらるゝ兒童の取扱に就き中庸を得ること、及此年齢に於ける強い感情を適度に喚起することは皆此の心理學上の知識に基くものである。世の成年者は此團體的衝動の本質及此團體的生活より生ずる名譽心を良く了解して之を一層助長するのみならず、各方面の團體規律に之を普及させ、遂には此の心を何等他より強制することなく、而かも少年自から強制的に完全なる人格全體の根本要求に吻合する様にさせねばならない。



少年心理に關する斯る知識は如何にして得るか。科學的研究では得られない、其因つて生ずる知識は愛、人と人との相互の交際、それより生ずる觀察力及判斷力より生ずるのである。現今尙ほ深遠なる人の性情或は精神に關する知識問題に付いては自然科學の權威を過大に信用して居る者がある。真正にし

強い明確なる性格を有する多くの人と接觸するとき、躊躇逡巡する性格が刺激せられて男子らしき道德性が確實となるから高等社會教育學上の意義に於て極めて重要である。成年に達せむとする少年の群集生活を爲さむとする欲求、即ち米國心理學者の所謂、群集本能は壓迫すべきでなく、寧ろ、促進させねばならぬ。何となれば、此欲求は、くもば自己的狹量は排除せられ得ないからである。此の團體的衝動を成年者に依つて指導すると云ふことは、社會生活といふ學校を再び偏狹なる閥族倫理に依つて其教育的効用を制限しない爲め、及之を害惡に變ぜない爲めに必要である。良く了解して此衝動を善用指導するときは、社會的群集を爲さむとする少年の傾向が教育上に効果がある様になり得る。斯る年齢に在りては、最も深い教育的の作用は輿論の不知不知の影響に依つて其目的を達するのが極めて多いと云つてもよからう。少年は此の年齢に於て最も社會的影響を蒙るのである。而して尙此年齢に在る少年

て實生活に有用なる心理は、只同情と自己認識より生ずる。科學は此泉より生じたる觀察の結果を組織立て得るのであるが、只單なる理知的方法では其觀察の結果を創造することは出来ない。以上の事由を了解しない人は、自己自身又は自己の心理上の觀念を誤つて實際生活に關しては何等儘しすところの無い者である。

人殊に少年と交れ、それで成長せる人と人生問題を語り其經驗を聞くことを出来る才努めるがよい。判事 Lindsey は、毎週土曜日の午後 Denver で彼れが審理して居る小供等を集めて、口頭又は文書で、少年犯罪の原因に付いて尋ねる、如何にして少年は墮落の道に陥るに至れるかとの間に對して一人の少年は答へて、「人が神より遠かり惡魔に従ふならば」と曰ひ、今一人の少年は「小供をよく監督せよ、而して家庭で小供の監督がない」と答へた、其他の原因は交友の悪いこと、及刺激の談話である。既に Fernald 氏が常に斯る提案を出して居る即ち人は、犯罪人



刺奪は懲罰であるから出来る短時間の外は罪の宣告前には加へらるべきではないと云ふこと」を承認した。而して有罪の場合に於ても、彼の主義は「罪を犯した後一層直に懲罰が加へられ、ば加へられる程それが一層正當であり且つ必要であるであらう」と云ふのである。此の感情は“of The Advantage to immediate Punishment (即時懲罰の利益に就て)”の章に於て種々の正確な注意によつて説明されてある。

甚だ稀なことではあるが、未決囚の處分の一原因は若干の地方では裁判官及び其の随行員を欺待する費用に關係がある。ハム(Hull)では彼等は七年間に只一度巡回裁判所(Assize)を持つのを常とした。ピーコック(Peacock)では一人の殺人犯は監獄に殆三年間も居た。彼の審問以前に主なる證人が死んだ。而して犯人は放免された。彼等は今も三年に一度巡回裁判所を持つのみである。

Open Court”とある。然る時は囚人に關する委託の凡ての手数料はこの條例によつて全然廢せられたものであることが明である。

該條例以來、若干の巡回裁判區に於ける巡回裁判の監督書記は牢番に新しい要求を提起した。何となれば判事は無罪放免に就て證書を授けるからである。即ち最初の囚人が放免せられるのには六シリング(Shillings)を八ペンス(Pence)而して其の他の各に向つては一シリング、私は此等の紳士の若干は斯る要求を爲ないと云ふことを知つてをる。それが爲される處でも、若干の牢番はそれを拂ふことを拒む他のものは不平を云ふことを仕方がないと諦める。余は西部巡回裁判區の監督書記がエックスター(Exeter)とサルズベリー(Salisbury)の牢番に與へた二つの領收書の寫を持つて居る。(11)

註 14th George III

この書物の終りに於ける巡回裁判所の監督書記の手数料を見よ  
ある國の治安裁判所の監督書記は次の如く要求する。  
Larceny(竊盜犯)及無放免ニナルモノ 1:7:0

註 Hull)は本來はキングストン(Kingston-Hull)と云ふ、イングランド(England)のヨークシャー(Yorkshire)にある海港である。

(六) 例令放免された囚人は彼等の爲めになる最近の條例によつて牢番の手数料が除かれたとしても、彼等は尙同様な要求に關する問題が巡回裁判所の監督書記(Clerks of Assize)及び治安裁判所の監督書記(Clerks of the Peace)によつて爲された。而して彼等の無罪放免の後も數日間監獄に引留めた。巡回裁判所に於て引留められた。裁判官が一年四回開かれる州裁判所(Quarter sessions)に居る間は治安判事(The Justice of Peace)多くは土地の名家より任命し無給ではあるが名譽として就職する。が町を去つたまで、紳士等が條例によつて廢止されなかつた所の、其等の手数料を得る爲めである。而して尙其れに就て明白に述べられてある言葉は、放免された囚人(Admitted Prisoners)は「直に一般の法廷以外に置かるべからざる」(“Shall be immediately set at large in”

Petty Larceny(在時十二片以下ノ財物ノ竊盜) 1:8:4  
Whipped Publicly(公然ニ鞭ヲルモノ) 1:3:4  
Bastardy(私生)

(11) 彼等の1つは次の如くである。  
Received 1 April 1775 of Mr. Sherry Gaoler one Pound eight shillings and 5 pence for his certificate entitling him to his Gaol fees for the County of Devon.  
“Per  
“Clerk of the Assize”

譯 一七七五年四月一日デケン地方に對する彼の監獄手数料に對して彼に權利を與へるこの彼の證明書に向つて一ポンド八シリングをミスエー・シヤリーから受取つた。

【巡回裁判所の監督書記】

典獄はこれは二十三人の放免囚人に向つてあつたと私に語つた。

余はダラム(Durham)で判事がウルドが一七七五年の巡回裁判所で巡回裁判の監督書記の手数料の爲めに、若干の放免された囚人を引留めたと云ふことで、典獄に五十ポンドの罰金を課したと云ふことを報告した。然し監督(監獄の持主)の仲裁 (interpose

Prison)によつて罰金は免除された。而して囚人は放免された。而して判事は彼の要求の基礎をロンドンで彼に説明することを巡回裁判所の監督書記に命令した。

註 マラム(Marlham)英國北部の一縣及其の首都。

放免された囚人を引留める口實は「判事が其の町を去る前に彼等に對して他の告發が提出されることがあるかも知れない」と云ふことである。(It is Possible other indictments may be laid against them before the Judge leaves the town.) 余は之を口實(Pretence)と呼ぶ。何となれば手數料を拂ふことに關して動搖したからである。も一つは典獄は「彼は彼等の足枷を止めることを彼等に取消す」と云ふことである。然しこれは法廷に於て爲されるかも知れない。ロンドンでは彼等は刑具と首斬臺を持つ、その助によつて彼等は一時間又は二時間安全に足枷を取外す。器械は法廷に持つて來られた。而して無罪となつた囚人は直に放免される。若し余が以前

提案した所のものに從つて、囚人は足枷なしで審問されてあつたならば、此の口實は全然取去られたにちがいない。

巡回裁判所及び治安裁判所の監督書記は最も健に彼等の公務に向つて報酬を持つべき筈であつた。而して余は其等の紳士の多くの他の職(Emoluments)に附帶する收入を減することを願はない。余が苦情を云ふ所の一つのことは、余の論題によつて、直接又は間接に無罪となつた囚人に爲された所の要求にまで導かれた所のものである。



提案した所のものに從つて、囚人は足枷なしで審問されてあつたならば、此の口實は全然取去られたにちがいない。

## 行刑法規の解釋

豊多摩 寺崎 勝治  
刑務所長

人類社會に於ける出來事は複雑多岐であるからして、立法技術に就いて手腕と經驗を有つて居る人の手に作られた法規でも、あらゆる事件を網羅することは不可能である。同時に如何なる事件に對しても疑義のない法文を作り得るものではない。法規の疑義は法文其のものの表面に存するともあれば又裏面に在ることもある。一は明なる疑義にして一は匿れたる疑義である。此の疑義を明にするのが即ち法規解釋の使命である。法規解釋は法規の適用を前提とするものである。即ち法を適用しやうとすれば、先づ事實を確定しなければならぬ。

事實が確定されてさうして如何なる法規の支配を受ける事件であるかと云ふことを決するのが即ち解釋である。要するに法規の解釋は法の眞意を闡明することである。

法規の意義を確定してさうして其の効用を十分に發揮する作用である。

### 第一、立法的解釋と學說的解釋

一、立法的解釋と云ふのは公權的解釋であつて、法律の文義を其法律又は其後の法律を以て確定するとであつて、解釋と名づけるのは適當でない。却つて別種の法律の制定——解釋法律——發布と云ふ方が至當である。二、學說的解釋は個人の爲す處の法規の意義の確定である。法文を可成詳細に書くかどうかと云ふことは立法技術の問題にして、俄に其の是非を論定することは出来ないが何程法文が詳密であつても學說的解釋の必

要はなくなる。

### 第二、文理的解釋と論理的解釋

一、法規の文章用語を基礎として其の意義を確定するのであつて、これを文字解釋と云ひ、又は文理的解釋と云ふ。成文法規は文字を以て表はしてあるからして、文義の確定は最も重要である。殊に通俗語を使用せずして専門語を使用したり、我國民に取つては耳新しい外來語——繼受的分子を表現せる文字に就いては字義を確定する必要がある。

二、法文は法律的意思の表現にして文字文章は思想外表の記號である。論理は思想の法則である。故に論理解釋は文字文章の表示する關係を論理的法則に照らして推論し、法律の意思を探究するのである。即ち立法の目的、社會生活。其の法律他の法律との關係、其の法文と他の法文との關係を考察して法規の眞義を定めることが出来る。彼の擴張解釋、縮少解釋、補充解釋、反對解釋、勿論解釋類推解釋の如きは一の論理解釋にして適當の程度に於て許さるべきものである。

類推解釋、補充解釋に就いては如何なる根據に基き許容さるべきものであるか、或學者は擴張解釋として類推して適用して差支ないと云ふけれども、一定の限度を超越したときは類推と云ふとは出来ない。此の場合には條理に従ふべきである。條理は客觀的標準である。社會生活の準則である。故に之れに依るべきである。

### 第三、司法解釋と行政解釋

一、司法解釋と云ふのは裁判官の爲す所の解釋にして法を適用するに當り法規を解釋するのである。民事刑事に關して法を解釋し、適用することが極めて多いのである。而して一たび確定裁判になれば法律の規定ある場合の外變更することは出来ないのである。此の意味からして一の有權解釋と云つて良からうと思ふ。

二、行政解釋と云ふのは行政官が爲す所の解釋である。行政官が法規を執行し、又は自由裁量區分を爲すに當り、法規を解釋して之れを適用しなければならぬ。行政官の解釋適用は司法官のそれとは異なり、上級官廳の監督作用に依り取消されたり變更されたりすることがある。

### 第四、自由法運動

自由法運動を述ぶるには、先づ自由法説と關聯する所の社會法學派の主張を一言する必要がある。抑も十九世紀の後半に於て生物進化論の影響に依つて自然淘汰の指導、適者生存の助長を以て法律の任務とし、優者保護主義の傾向を表はした。之れに對抗して從來の部分的、細目的、分析的研究を統合して、總論的統一的方法を建設せんとする傾向が表はれた。即ち社會法學派なる一派である。其の要領は過去の法律學は法律生活の總ての現象中の一たる法規のみを取扱ひ法律現象を獨立のものとした結果、社會の目的に適合しない而して裁判は法律生活と事實生活に符合しないのである。そこで概念法學、論理法學からして目的法學、利益法學に移らなければならぬ。法律を自動器械——上の孔から事件を入れて下の孔から判決を出す所の道具でなく活きた法律、實際生活の準則にしなければならぬ。而して此の派の主張を要約すれば(一)法規の作用に着眼するもの(二)法律は人智を助長指導するものとし(三)法の制裁よりも法の社會的目的に重きを置くもの(四)法を拘子定規とせずして、正當なる結果に導く指針なりと云ふことに歸着するのである。

自由法説は三權分立論を打破したのである。法規を制定するに當り、あらゆる生活關係を網羅することは不可能である。而して裁判官は法規がないと云ふ理由の下に裁判を拒むことは出来ないから、法律補充の機能を保有するものとしなければならぬ。少くとも法規に明文がなくとも、或程度迄——自己が立法者であつたならば、法として設くべきもの——の補充能力があると云ふ論旨である。

法規の解釋に關する學説は叙上の如くである。刑務官が自由刑執行に關する法規——刑務行政法規を解釋するに當り如何に法規を解釋し、適用すべきかを考察しなければならぬ。法規に包含する所の規範的思想の表現である。抑も刑罰法規は行刑に關する法規の表現である。其の法規自體に包含する所の規範的思想の表現である。抑も規範は理想的又は實驗的行為を支配し、且つ其の行動を評價する標準にして、即ち一の目的を實現するために必要な手段方法の法則である。即ち或目的のためには従はねばならぬ標準——當爲法——一般妥當の要求である。故に拘禁生活の規範として法文に如何なる思想が包含され居るかを研究しなければならぬ。法文を拘禁生活の規範の表現と見て之を判斷するに當り、形式論理のみに依るときは適當なる結論を見出すことは出来ない。元來行刑法規の内容たる規範は要求を定めたものである。國民の思想上の要求に適する規範であるからして、國民の要求を基礎としなければならぬ。國民の要求は時代の變遷に従つて變化するから、最も適當に吾人の生活を規律し得べき規範を見出さねばならぬ。故に形式論理以外に社會の現狀、民衆の心意實際の便否、國民の感情、正義、公平、利益、價値等を考慮して、社會の狀態と法規の内容とを調和せねばならぬ。即ち國民の思想生活が如何なる規範を要求するやを判斷すべきである。假りに法文に缺陷があつて適用上不便がありとするも法規の内容を成す處の思想を開發し、法規の示した進路に向つて發展させて——新なる法規を發見して其の不備を補充すべきである。行刑法規は刑務行政の準則にして一面から考慮すれば(一)刑務官に關する事務(二)受刑者に關する事務(三)受刑者と自由民とに關する事務を規定したものである。又他の一面から觀察すれば(一)拘禁(二)警戒(三)作業(四)保健(五)醫藥(六)建物(七)會計(八)文書に關する事務の準則であると云ふことが出来る。刑務官は法規の不備缺漏を理由として要求を拒絶することは出来ない。必ずや之れを是認するか否認するかを裁決してなければならぬ。即ち裁決を拒むことが出来ないことは恰も裁判官が法規がないと云ふ理由の下に裁判を拒絶することが出来ないと同ーであらうと思ふ。

## 矯正院教育に於ける自治制

(承前)

本會囑託 藤井五一郎

### 八

一度各種の少年團體に或る程度の自治制を認めることを試みたる人は再び之を撤回しないであらう。何んとなれば一方では其自治に依つて生徒を矯正院生活に親しましめ且活潑な實際的の關與に依つて兒童の利害關係とを一致せしめ、而かも生徒各自の利害と他人の利害との關係に付いて正しい判斷を教へ、又他の一方では斯る自治的の自己訓練は他律的の矯正院の訓練の最良の手段として之を尊重すべきであることを知るからである。總べて、獨立と自由活動の全然認められない矯正院訓練より生ずる不利なる影響を院より除かむとするには自治制を認めないでは恐らく出来なからう。

### 九

少年軍及體操團には軍樂隊が分屬して居つて、通常軍樂隊的の徽章を附けて軍樂長指揮の下に在る。其軍樂長の職には太鼓及笛に熟達した生徒が就く。軍樂隊は十二種位の重なる行軍或は分列典を、大體正確に奏することが出来る。例へば歸營の譜、軍艦曲、狩獵の譜、普國進軍曲等である。聲樂團は院の生徒の特殊の創造物の一つである。之れは教官側からは何等の助を籍ることなくして兒童等の自から學校の爲めに共同活動の機關を作らむとする希望より生じたものではあるが、然し教官等の協力に依つて一層發展し且効果を收め得らるゝのである。此聲樂團は詩的な愛國的な宗教的な國民の内、著名なる作物を歌ふのである。此等の歌は聲樂團の仲介に依つて一部分は他の生徒の精神的の所有

物々なる。Tilimonen の Die musik kommt! Buschische の Maikofersreich の如き新しい二三の歌も此聲樂團に依つて矯正院内で聞かれるに至つた。聲樂團は其上官の誕生日に静かに夜樂を合唱して之を饗應し又は歌を合唱して各團體の夫々の御祝を賑かにすることを其主なる責務として居る。

終りに、以上述べたる團體に於て未だ自發的になり得ない年の少ない少年は動物愛護會に屬することと爲つて居る。此會は養魚器、檻、鳥部屋、鳥籠に入れてある動物の養育に任じ、巢箱の設計、保存に盡かしそして冬には鳥小屋の飼料を得るの責に任じ、尙ほ其他の家畜例へば犬、猫の如きは各正しい食料と保護を受けて居るか否やを氣を付けるのである。此の會には別に盆栽の栽培といふ仕事がある。又斯る年齢の兒童の理解力に相當する澤山の動物愛護會の小冊子を集蒐して、斯る責務に對する兒童の興味を喚起し、そして各自の居室に於けると同様に、畜舎でも屢々「善人は其家畜を憐む」といふ聖書の諺

主任女教師に引率せられて、一日を要する散歩を爲す、冬にはクリスマス之夜にお伽劇を演ずる外に假裝會を催す。彼等の集會は二十人位の少女より成つて居るが、其中で最も年を取つた少女が辯士となる從來時々少女から短かい詩が作られたことがあつた。そして團體内で祝日には其詩は作者から誦吟せられた。少年と同じく少女に在つても雜誌の特別の紀念號を發行して非常に賞賛を拍した。それには面白く矯正院生活の狀況及各人の特徴が批評してあつて、彼等の美しい團旗には其端に體操團の名稱が刺繪してある。

聲樂會は實際音樂の好きな少女のみを其會員とするのであつて、一週に二度の練習がある。大祝日の準備に必要な場合には、又これ以外の夜にも練習をする。此の會は女教官の指揮の下に在る。一年に四回大祝がある。即ち創立紀念日、退院日である「キリスト」復活祭と、ミカエル祭の兩日。此日には古參の院生は就職の爲めに團から去るのである。最後

を實地に理解するのである。動物養育の方面に於ける斯る實際の勤勞の外に兒童は社交的の集會を催して他人との會談及遊戯を共にし、教訓的講話を聞いて彼等の特別の責務に付いて更に新なる感動を受けるのである。

(十)

各種の少女團體即ち體操團、聲樂會、舞踏俱樂部、小女俱樂部等の團體が少年團體と同じ様に存する。其最も古い團體は右の體操團であつて、それに屬することは、少女等に取つて名譽である。何んとなれば、團體員の採用に付いて常に其選擇が嚴重であるから、此の體操團には二つの目的があつて郊外散步、團體遊戯、體操場に於ける教練は保健上の目的を有して體操團たるの名稱を帯びるの資格を供へて居る。それと同時に社交の修養といふことに非常に役立つのである。そうして冬の夕は一同が分擔を定めて古典的な作物を讀み、或は共同遊戯及舞踏或は詩或は脚本の研究に利用せられる。春、夏、秋には其

はクリスマスの日である。此御祝日には順ぐり順ぐりに朗讀、復音合奏、獨唱、及歌劇が開かれて、御祭は院長の閉會辭で終り、そしてコーヒー席、及一般の舞も次いで閉ぢられる。會旗は一方には金色の記章を輝かし、他方には「上帝の爲めに汝等の心より唱へし」との諺が見事に刺繪してあつて光つて居る。

舞踏俱樂部は學校を中途で退學した少女より組織せられて、通常は普通の舞踏、新しい輪舞、二人一組の獨唱曲の舞踏を「ピアノ」の伴奏に連れて練習する。此の俱樂部は他の會と同様に社交の修養を爲すことを目的とし、其組織は聲樂會と同様であつて一週一度の晩に集會が催され、御祝日が近い時に限り度々練習せられ、そして國民舞踏、四人一組の舞踏、輪舞、佛蘭西舞踏、唱ひながらの舞踏などが演ぜられる。特別の祝日は普通に最初は朗讀で始まり、それから色々の假裝會、輪舞次いで短い芝居が演ぜられ、最後にコーヒーや菓子席が開かれ、一同の舞踏で御祝が閉ぢられるのである。

小女俱樂部は一層年の若い少女より成つて居て、仕事は遊戯、玩具製作、容易なる童謡及舞踏の練習、お伽芝居等に分れて、之れ等が其主なるものである。此の外に同俱樂部は少年に於けると同様に動物愛護及花卉栽培の如きも其仕事として居り俱樂部員は其居間を庭園や野外より採つて來た新鮮な花を以て飾つて居る。彼等の年少ない少女の内から少女音楽隊が編成せられて、始めは音調を學んで調子を覚え、音調の區別を聞き分ける聴覺を鋭くする。其使用する樂器は太鼓、鏡鉦、大太鼓、鈴、烏笛等の如き物である。

右の如き樂器で彼等は音樂を奏しそれに女教官が「ピアノ」で伴奏する。此の音楽隊の組織並に御祝の順序は前記の聲樂會と同じである。此方では御祝は樂曲の朗讀に始つて、特に選ばれたる少女等の循環遊戯で終るのが聲樂會と異つて居る丈である。

總べての少女團體と少年團とを比較して見るに、少々團體に在つては招待された客に呈する御祝の順

「まじい」とハンノウフェルノ聖ステファン教育長 Hradki Hrad 牧師は云つて居るが至當の言である。私共によつて行はれて居る自治教育の制度は教官の權威を傷け、而かも其訓練は遅くとも四年内には其効果が消滅するといふ悲觀的の矯正院指導者の豫言は其豫想通。には的中しなかつた。寧ろ私の七年半の經驗に徴すれば自治教育を認めたるが爲めに兒童の信頼と愛情を基とした教官の權威は益強くなつて來て居る。斯る權威が一定の基調を爲して其他の調子と極めて良く調和を保つのである。各團體に依つて實行せられた自治、自制、自己訓練は、一方に於ては

教官の多くの仕事を補助すると共に例の休息時間は院の教育の爲に利用せられず、却つて害になる作用を惹起する者であるが、其休息時間を有益に利用して高尚なる教養の目的に向ける様にするのである。

救護院及矯正院に於ける以上の如き制度の發展は次の條件に係る。

(1)、其規則は立憲的性質を帯びねばならないこと。

序を定めた番附を美しく調製して、自からの考案に成る裝飾を施すことに重きを置いて居る。

(十一)

今迄實行し來れる處よりして矯正院の教育に付いて至幸なる効果を收めむとするには、各團體の指導者は其委託された兒童に對してある程度の信頼するに足る威嚴のある拘束を加へると共に、一方には十分に其自由發展の餘地を認めて、程度を越へた干渉をして、其力強い發展の衝動を阻害すること無き様に好く注意を拂ふところの堅實なる實行的教育主義の實踐に依らねばならないことが明かとなつた。

教官等は團體本來の原動力を以て其中心點となし、教育學上の技倆と、純粹なる理想より生ずる犠牲的精神に依つて兒童等の希望と趣向に合致し、才能の完成に協力するを得、之が爲め何等教官の權威を傷けらるゝ所はなかつたのである。自治的教育を爲すが爲めには勇氣を要す、教育の爲めに其身を犠牲にする教官を欲する、信頼するに足る力強い人格が望

(2)、教官は總べての術學的調子、並に干渉的態度より其身を遠けて、生徒の團體的の自動的活動の衝動を引出し、之を保護して正しき軌道に導き、社會に危害を及ぼす悪い衝動を抑壓して、各方面に亘る兒童の才能を宜しく分割して、共同の目的並に團體の特別精神の爲めに利用することを其主たる責務とすること。

(3)、一方的に社交及若い人生快樂の教化にのみ盡す團體よりも、此の外に實際上公益になる仕事を裁量して兒童に課し、其發明的才能と活動の衝動に廣い發展の餘地を與へ、而して矯正院の發達を計る團體が望まじきこと。

(4)、社會的倫理學、社會助長行政、國民教育及工學に根底を置いて兒童に教課を授けるなら其團體の爲さむとする努力は精神的に充實する。又一方では之れ共に團體生活の經驗を以て右の教課に付きて實驗的教課材料を兒童に供給すべきこと。

(5)、以上の如き制度は在院生の一部に限らず全體に之を及ぼして危險なる徒黨の發生を防ぎ、出來る丈各自の性格才能趣向の發展を計つて公共の利益の爲めに盡すこと。





海外時報

死刑存廢に就て (承前)

アメリカ合衆國アラバマ州 K N 生譯  
知事ハリリ・エル・デビイス

南部に於ては死刑のない州はない。然し西部に於て、死刑のないカンサス州の人口十萬につき六・八といふ記録は死刑のあるコロラド州の九・二及ユター州の五・六と比較すべきである。

斯く檢べて見ると刑罰が死刑であつても又は終身拘禁であつても殺人罪の多少といふことには大した差異はないようである。前記の統計によつて見ると死刑のない處に、微少ではあるが、却て殺人罪の減

である。所が死刑といふものはその性質上確固不動なものとなり難いのである。

陪審員は常に死刑の宣告を下すことを避けようとするものである。冷静な殺人犯人は善く之を識つてゐて、それに附け込むで企らむのである。實際經驗上殘忍な殺人犯即犯罪を職業としてその爲めに平氣で血を流す奴の方がそれ程に凶悪性を帯びない奴よりも遙かに容易に死の椅子や輪索を逃れるのである。何となれば職業的な犯人は逮捕せられた時には早くも前に云ふような有り得べき機會に用意してゐるからである。彼は常に善く法律を守る人の會ま或理由で重大な罪を犯したもののよりも遙かに多くの利用し得可き經濟上法律上其他の方法を有つてゐるのである。實際の經驗に照して、かゝる方法を有つてゐるものは逮捕せられるといふことを輕蔑してゐる。逮捕せられても、拘禁さるゝことのない判決は屑となし得ないのである。不幸にしてアラバマ州に於ては終身拘禁といふのは單に平均八年を意味して

少さへ見ゆるのである。とにかく、此等の數字は確かに死刑の防止的効果といふやうな事は多くは荒唐無稽であつて單に想像上の產物に過ぎないといふことを示してゐる。

二

茲に刑罰をして犯罪に對して必ずや防止的或抑制的に作用せしむる唯一の方法がある。夫れは人力の及ぶ限り刑罰をして確固不動なものたらしむることゐるに過ぎないである。

一九〇〇年以 此州に於て千六百五十二個の殺人罪の有罪宣告があつて、其内六十四人は死刑を執行せられた。換言すれば各百人の殺人犯中四人弱が極刑を受けた譯である。固より凡てのものが逮捕せられたのではない。そして又審問された凡てのものが宣告を受けたのではない。而かも一般殺人罪の宣告のみについて見ても、それに死刑を言渡すのは陪審員の意のまゝであるのであるが、死刑を適用されたものは五件中唯一件だけである。

死の恐怖をして殺人犯に對する現實な能動的な防止力たらしむる唯一の道はあらゆる殺人罪に不斷に確實に死刑を科することである。然しかゝる方針を取ることは明かに不可能である。死刑が一般殺人罪に限られてゐる場合でも、陪審員は常に罪を寛め勝ちなものである。他人の生命を絶つのを忌み避けるのは人情の然らしむる所である。

刑罰が犯罪を現實に抑制しようとするならば確實

に相違なく適用せられなければならない。人の生命を何とも思つてゐない人間を取扱ふ場合に終身刑の名目の下に唯縁かに数年の拘禁だけでは何の役にも立たないのである。終身刑が若し之を課した事情に策應して克く其効を收めんが爲めには、短かい在監期間より以上にもつと多くのものを意味するものでなければならぬ。文字通りに終身刑を課することは罪囚の頼みにし且改悛の土臺となるべき唯一物即希望を奪ふことになるだらうとは監獄官吏の屢唱ふる所であつて、この理由によつて、彼等はかゝる意味の終身刑は罪囚をして制禦し難きものたらしめ、時に或は發狂せしめ、人の形を有つた獸類たらしむるものなりと主張するのである。

予はこの意見に同するものではない。そしてこの事はどうしても解決のつく監獄の管理上の問題だと思ふ私は人の生命を奪つた人々の場合に在つてさへも心からの改悛が可能であると信すべき充分の理由を有つてゐるのである。然れどもかゝる場合と雖唯僅

かに数年の受刑の後監獄よりかゝる人々を釋放して差支ないと云ふのぢやない。第一に、刑罰をして他のみせしめとなるよう充分に峻嚴なものとし、次に拘禁の長きを改悛の心から出たといふ保證とする爲めに、社會は夫自身に對する義務として、最も同情すべき場合に於ても、終身刑を二十年より減せざるべきである。無罪が證據立てられた場合は此限りにあらざることを勿論である。事情が左程に同情すべきものでない場合には、終身刑は飽迄終身刑でなければならぬ。斷じて毫釐を減することを許さない。而して知事或他の有司は罪囚が死病ならざる限り之を釋放し又は假出獄を許すの權なかるべきである。

三

社會が人の生命を絶つべき道徳上の權利についてはどうか。死刑の風景に就ては屢論議せられた。而して之が普通に廢止の理由とせらるゝのである。或又屢過つた愚かな病的な感傷主義として否定せられた。然れども若し死刑が殺人罪を防止することが出

四

來す、實際上その目的を達することが出來ないと思れば、その存続を正當なものとする爲めには或深い固い道徳上の根據がなければならぬ。最も普通に主張せらるゝ所はモーゼ主義即ち「目には目を報ひよ、齒には齒を報ひよ」の法則である。然れども人の生命を奪ふことに於て「目には目を報ひよ」の原則が吾々の選ぶに任せられた犯罪に論理的に適用せられ得るとしても、犯罪の他の種類に關してその原則が等閑に付せられてゐるとしたら、その適用及主張は全く復讐といふ觀念に頼てゐると云はなければならぬ。この觀念は近代文明の啓蒙的精神及世界的な宗教的感化の基本的原則と調和し難いものである。

死刑反對論の最有効な根據は、人の生命の奪はるゝ場合、國家が執行人である場合でさへも、個々の人間が自然に感ずる嫌忌の情である。人の良心といふものは如何なる事情あるにしても生命が奪はるゝといふ思想に反抗するものである。

或一二州では偶發的の證據によつて下さるゝ判決に伴ふ危険のあることを認めて、證據が純然たる偶發的なものであつた場合の殺人犯には死刑を適用しないことにした。然しこの防備も、時としては最も信頼するに足るべき直接の證據が證人によつて虚構せられた場合があるので、大して役には立たないのである。

「ニュー・ヨーク・ワールド」に掲げられたステイロー事件の如きは好適例である。彼は三度も電流椅子に近づいたといふ。一度の如きは一時間足らずの執行實際に方機かに彼の宣告された殺人罪に對して他の自白ありたるによりて死を免がれたのである。

無辜の人々が意外の事情で死刑を免がれたり、同様に又無辜の人々が潔白だといふことが確實であるのに刑を執行せられた多くの實例が記録に存してゐる。

ラフワイエットは「人間の判斷が過誤のないものだといふことが自分に證明せられた迄、予は死刑の廢止を要求する」と言つた。一度が法律その意志を

發表した以上、如何なる無罪の抗議もその作用に干渉することはできない。州知事が罪人を放免し又は減刑する權力を有つてゐるのは事實であるが、無罪の實體上の證據がなくして十二人の判斷に對して自己の判斷を矛盾なく組立てることは甚難いことである。而かもその證據といふのも晚過ぎる場合が往々あるのである。

市民は執行方法を通じてシテイズンシップとは全くかけ離れた或無慈悲な力があつて人間の生命を強請してゐることを感せしめらるゝのである。而かも各市民は此行爲に向つて自ら手を下して死刑を齎らすこの機械的作業をやつたと同じ責任を負ふのである。死刑を執行する爲めに公の使用人を求める代りに、此仕事に陪審員を選ぶと同じ方法で選出された一市民によつて行はるべきものと想像したら——之より明瞭な事はないのである。かゝる計畫が若し強制せらるゝように要求せられたならば、死刑は直ちに廢止せらるゝであらう。然しながら若し死刑が本

質上正當なものであるならば、何故に市民は此仕事から尻ごみするのであらうか。何人も自己の身體、家族を防衛するが爲めには他人の生命を奪ふことを躊躇するものはないのではないか。

五

あらゆる創造の中で最も偉なる力と云へば生死を司る力である。殺人犯者に對しては吾人は復讐とか不法なる致富とか、其他卑しむべき動機の爲めに此の神聖なる力を自ら借して畏るゝことを知らない人々を相手にしてゐるのである。社會がこの罪人の所業に傲らひ競ふといふことは人命の尊ぶべきことを訓ゆる所以の道ではあるまい。

多くの州に於ては生死を司る直接の權力は國家其自身に屬するものとして、之を一個人即知事の裁斷に任してゐる。公共の法定の代表者であるには相違ないが、尙且一個人たるに留まる。私は一個人の間或は人間の小さなグループがかゝる無制限な概括的權力を自ら襲ふことに反對するものである。何と

なればそれは事實上彼及彼等の個人的な責任となるからであつて、實に考慮するに堪えざる状態といふべきである。

予は囚人に自由を許可する行政長官の權限は無罪の明な證據が提出さるゝか又は死病の發するかの二つの場合にのみ嚴に制限せらるべきものなることを固く信ずるものである。特に終身刑の場合に於て然りとす。何となれば無思慮無差別なる釋放並に假出獄の許可は犯罪を助長せしむる重大な要素となるからである。予が斯く主張するのは、犯人をして己の犯せる罪の結果より遁がるゝ道の全く塞かれたるを知らしむは必ずや刑罰の防止的效果として影響する所大なるべきを思ふが爲めである。而してこの影響は延いては我が刑事裁判の方案及手續に及ぼして克くその缺點を改善し、刑罰の確固不動なることを犯罪を企圖するものの心裏に深く印象せしむることを得るであらう。

この事は再犯者の場合に對しても確しかに効力の

あることと思ふ。一度罪を犯したものが假出獄を許さるゝか或又釋放せられて、之が爲に勵まされて、却て新しい、往々にして一層重大な犯罪を敢てするものがあるからである。

六

茲に吾ヲハヨー州の監獄に在監中の終身刑囚の例を擧げるのは其處を得たものであらう。

「種々の犯罪で七度も逮捕せられ、或場合に於ては罰金を課せられ、短期間勞務場に送られ、又時には全く何等罰せらるゝ處なくして免かるゝことを得たが、終に夜間物盜の罪によりて終身問懲化院に送られた。三年を経る内假出獄を許されたが、幾多の新しい犯罪を行つた爲に直ぐ再捕へられて院へ送還された。一年中を経て再び假出獄を許された。二ヶ月を経た内再び捕へられたが、此時は追窮さるゝことはなかつた。更に他の一罪を犯した後彼は三度院へ送還された。彼は再び假出獄を許された。更に又一犯罪の爲めに收監せられたが、二年経たない内に又釋放された。それ以後最もはげしい犯罪が幾度さなく連續して行はれた。其内には二箇の殺人罪があつて、その一つの爲めに彼は今終身刑を受けつゝある。

死刑存廢に就て

終身刑は他の諸州と同じくマホー州に於ても實際の名に過ぎない。第一に、知事は自分の裁量で何時でも終身刑囚を釋放することができるのである。次にマホー州の法律に従へば罪囚は十年の刑期を勤め上げれば當然に假出獄を許さるのである。普通終身刑といへば唯八年の獄中生活を意味するに過ぎないのである。

予は前に掲げたような罪人に時を選まず自由を與へることは危険であると思ふ。然し終身刑囚の中にも比較的の不都合の少ない記録を有つてゐるものには改悛の見込みのあるものもあつて、假出獄を許しても可い時期を定めることが出来る。然れども社會の利益上及犯罪抑制の刑事政策上、無罪の證據の上がつた場合或死病に罹か、つた場合を除き、嚴に障壁を築いて、如何なる理由にありとも少くも二十年の刑期經過以前に終身刑囚を釋放することを防がなければならぬと思ふ。

予は在監中の數人の終身刑囚を注意してゐる。彼

立たぬもので、社會の利益上拘禁で立派に役目を爲し遂げ得るのである。多くの州に於て公衆が死刑執行廢止の意志を發表するのにも遠い事ではあるまいと予は固く信じてゐる。

かゝる情勢は多くの兆徴によつて示されてゐる。一三の州、例へばイリノイズの如き、死刑は尙存しゐるが、實際には之を死文として年久しく適用しないのである。ネブラスカ州に於ては知事サミュエル・エー・マツケルビー氏は立法部に對する彼の最後のメッセーヂによつて死刑の廢止を主張し且裁判所を除く外知事或他の何人と雖一度下されたる宣告を變更する能はずとの動議を提出した。ニュー・ジャージーに於ては死刑は尙存するも、現代の制度中の重大な缺點の一なることが認められた。この州の感化事業を統督し且監獄制度のラーソリテイたるバーデット・ジー・リュウイズ氏は予に告げて曰く「終身刑は飽くまで終身刑とし、數ヶ年の刑期に止めざる法案は通過した。故に終身刑に代る短期刑はなくなつた

等は初犯として、主にも泥酔中に、故殺犯を行つたもので、段々の刑期を勤め上げて、その模範的な行狀は他の囚人に許されない自由も成程度で與へられた程で、凡ての點に於て模範的囚人と云ふべきものである。然しながら實質上の結果から云へば彼の終身刑は陪審員の憐みによつて方纔かに電流椅子から救はれた極めつきの犯人のそれと毫も異なるのではないのである。

七

吾人の犯罪上の問題を解決するものは死刑にあらすして寧ろ此くの如き事情を革正することに存するのである。予は公衆が己に此事に自覺のつゝあるを知る。死刑は囚人に與へらるべき給養家屋の經費並に勞役供給に關する經費を省き得る外、何の役にも

のである。控訴院判事、大法官及知事より成る釋放審判廷 (Court of Pardons) は判決の後と雖何時にても宣告されたる罪囚に假出獄を許すの全權を有すと。

リュウイズ氏は殺人犯を宣告する裁判所の過誤を指摘し飽くまで之を攻撃せざる可らざるを主張した。此點に關して己に一九一一年に死刑を廢止せるミネソタ州の知事デュー・エー・ブリューズ氏は廢止以來殺人犯に於ては大なる増減なしと云ひ、「判決を宣告するのに少くも樂になつた」と言つてゐる。

コロラド州は死刑の存置廢止兩ながら之を試みた州の一であるが、州知事フリバー・エル・シユーブ氏は次の言を發せる該州監獄の典獄たるトーマス・デュー・タイナン氏と全然同意見である。タイナン氏は曰く、

「我州の刑法中には死刑あり且之を極限に課することになつてゐるが、私は如何なる効果を擧げ得たかを知ることはできない之に反して、死刑の宣告を受けて此獄に送られ後終身刑に減刑された多くのものが非常な好成绩を示したのである。實際假出獄を許されたもので有用な市民となつたものもある。一個人と

死刑存廢に就て

死刑執行に就て

しては凡ての點から死刑には反對である。」と

二年間中唯一度死刑の執行を見たネバダ州の知事エミット・ディー・ボイル氏は「死刑には格別の價値のあるとは思はない」と云つてゐる。インディアナ州知事ワレン・テイ・マックレー氏は死刑には甚反對であるが、法律の存する以上、裁判所の判決を執行するのは自分の義務だと思つてゐると云つた。マハヨ州に於ける予の立場も全く之と同じなのである。一年前去る一月予の就任以來、二十六人の殺人犯者が死刑の宣告を受けた。法律の存する限りそれを強制するのは予の義務である。予は一毫の減刑をも許さなかつた。爲めに十九人は己に判決の當時執行を受けた。七人のものは今や電殺を待ちつゝ、死囚室(Death house)に在る。

知事が此等の場合に人の情を動かさすには己まな切なる情類に對して心を鐵の如くにしなければならぬのは言ふ必要もないことである。生みはぐみ少、年時を護り立て、今も尙且悪事は爲し得ない



○はまよせ

R K 生

願みて忸怩たらざるを得ざるなり。

歳 華流るゝが如く本年も亦餘日なきに至る、俗事雜項積で山の如きも遂に之を解決する能はずして年末に及べるを世相の大勢とす、

「年の暮未済事件を餅に搗き」斯の如くにして遂に大晦日に臻る、徒に計畫多くして實行之に伴はず

小供だと思はれてならぬ人々の命を乞ふ爲に跪く老ひたる母の情願である。妻の情願である。子供の歎願である。——否子と夫と父とを奪はれた人々と其を歎き苦しむ凡ての人々の歎願である。

かゝる状態は如何なる人も生殺の至上權を行ふべく充分に罪と過とから清められてゐないといふことに確信せしむるに足りるであらう。(完)

受刑者の君ヶ代合唱の喜び

天長節に——松山刑務所にて

毛利教誨師報告

君ヶ代を合唱させて戴いた時の感じは實際所長殿の御話しの通り涙ぐましい気持ちになりました、そして樂かつた小學校當時の感想に歸へる事が出来ました、感謝に絶えません。

君ヶ代の曲を奏し謡歌する事の出来る有難い御代に生れた事を喜ぶと共に過去今日までの事や行爲を強く反省せざるを得ないのであります。

君ヶ代の國歌を歌ひし時の私の心理状態は何となく清く美しく、尊く、樂しく、雅有い等の善美なる一大精神の直感直覺でありました。(他は略す)

予 病の爲めに酒を廢し、爾來菓子に親しむ、其斗酒を辭せず鯨飲、放談、四隣を驚かせし頃在りては、酒の良否を檢べ、水三酒七の普通研究より、サツカリン存否か？

はるかに

萬年筆も萬年を保たず次第に衰へて今は機關ペン全盛の時代となりぬ。大勢には逆行し難く、流行は之を御くることが不可能なり。慶

應乃至明治初年の頭は萬延文久の夫れと同じく次第に白化して白頭翁たらんとす。假りに實盛の故智を學び白髮染を用ゆるも顔面一體の皴は如何とも爲し難し、若し夫れ毛ハエ薬に依りて藥鐘頭に相當の施設を試むるも、葉落ちて四山木骨を顯すが如く、頬の徒にコケたるは之を蔽ふに由なかるべし。此時に當り百のスタインナハあるも詮なく只寄る年波を浮世の風に當て、まに／＼たるの外なし。四季の序、功を成すものは去る、

新陳代謝は社會の理、せめて新らしき機關ペンを借りて中老の元氣を振作し。内に在りては腦味噌の改造を行はんか。

景氣に好景氣あり不景氣あり、其原因是春に發して結果は暮に顯はる、社會奉仕定價引下のビラは八百八街の軒頭に飄りて、霜枯れの暮に多少の景氣を添ふるが如きも、之れと相容れざる節約宣傳のビラを又年の暮に滿都に散布せられんとす、景氣か不景氣か、會社は早く無配當を傳へ商店は年末賞與の全廢を豫告せるあり、來年度は知らず、今年はマダ大丈夫なりとは官海に漲されるポーナス氣分にして、今年は官吏の當り年なり

と稱す、豈目出度からずや然れども其官人嘗て云へることあり。世に年末賞與はど一家の相場を狂す者はあらし、過分の御沙汰は感涙の外なしと雖も、細君は早くも鶴を三越に任せ令嬢は恣に天賞堂を電話にて呼び、三郎は又頑として新式の寫眞器を要求し、二郎一郎吾劣らじと過大の配當案を提出して親爺の心膽を寒からしむ、此提案を綜合して豫算を追懐するに、到底收支の能く償ふべくもあらず、而して外に願れば某館に忘年の會あり、某亭に慰勞の宴あり、數へ來れば乃公の微力遂に能く此難關を排するを得ず、百の行政整理も千の退職手當も何等貢獻する處なくして元の空阿彌に終らざるを得ず、まことに怨めしきは年末賞與金なりと、夫れ或は然らん。

### 大正十一年十月中入出監竝月末在監人員

△ハ減

受刑者	越員入監出監現員		前月末日		前年同月		増減	
	現	在	現	在	現	在	前月比較	前年比較
受刑者	四、八〇五	三、四三一	三、七六六	四一、五〇〇	四、八〇五	四、五〇七	△	△二、九九七
刑事被告人	二、六九三	二、六五五	二、六三三	二、七五五	二、六九三	二、八六八	△	△一、一七三
勞役場留置者	一六八	一五八	一九〇	一四四	一六八	一七二	△	△三
乳兒	一九	七	一〇	一六	一九	一七	△	△二
男	四三、二七一	五、九六〇	六、二六一	四三、九七〇	四三、二七一	四六、〇一六	△	△三、〇五九
女	一、四四四	二七九	二九八	一、三九五	一、四四四	一、五三七	△	△一四二
總計	四四、六六五	六、二三九	六、五五九	四四、三六五	四四、六六五	四七、五八三	△	△三、一九一

備考 内朝鮮人受刑者男二二六人、刑事被告人男一四人、支那人受刑者男三七人、刑事被告人三人、露人受刑者男二人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男一人アリ







能率研究の権限と實踐

到底能率研究に關する知識などを與へてゐる餘裕のないことは前既に述べた通りである。そこで技術教育を受けて既に工場に働いてゐる人を集めて、能率技師として必要な學科と實習を教へることが必要になつて来る。目下第一回を開催しつゝある能率技師養成所の企ては正にこの要求に應ずるものである。

私の研究を遂行せしめた工場が三四ある、その一二について研究の概要を語らうと思ふ第一は東京の或る工場で調査した結果一日の生産が工手によつて意識的に制限されて居ること、作業の工程に可なりの無駄の在することを發見し、まづ賃金支拂方法や標準動作の如き細かい研究に立入るに先つて、既けつりの治療を行ふ必要を感じ數百名の女工手の中から中等能率を有する十五名の工手を借り受け、試験室といふものを設けて研究を始め、その裏に限り私もの考へた通りの作業方法で仕事をやらせ午前十時と午後三時とに十五分づゝの休憩時間を新設し晝の休み三十分を四十五分に延長し、終業時間を十五分繰上げ結局労働時間を一時間短縮した。それにも拘らず、一日の總生産高は減少しないのみならず一人一時間の平均生産率は従來の成績に比して約三十五乃至四十%の増加を示したので

に入る序幕といつてよろしい。こゝでは従來設けてなかつた休憩時間を午前と午後とに新設した。その外作業そのものについても相當の改良を行ひ、器械器具及び姿勢の改良をも實施した結果或部は二割或部は四割の生産を増し、増築の必要に迫つてゐた工場の場所を少からず節約し得た殊にこの工場では月に一回、一週間位づゝ残業をすることが必要であつたが、能率増進の結果は全然残業の必要がなくなる。

目下は段々細かい研究にはりつゝある寫眞による運動研究知能と労働能率との相關研究などに着手してゐる。れ等が一段落を告げたときには、更に報告すべき有益なる材料が得られることであらう。

能率研究の権限と實踐

あつた、この改正の主要點は各工程間に存する不生産的運動を整理したこと、個人能率について時間研究を行ひ、その結果として工程間の能率上の連絡を合理的にし能率の不均衡より起る各種の無駄を省いたこと、従來は材料供給の仕事をするものは運び屋と稱して新入の子供を使つてゐたのである、がそれを廢して各作業臺に比較的知能の程度の高い工手を世話役と稱して配置し、世話役は單に材料を供給するのみならず、各工手の作業上の條件を標準化するため常に材料の位置に注意して作業の能率を擧げしめ、且半製品の移動を司らしめ作業の遂行に一時的の不均衡を生じたときは助力してそれを訂正することにすることなどであつた私は少くとも一個月位はその十五名一組の試験室に據つて自分の研究をもつづけるつもりであつたが新方法がいふこと、眼に見えて明らかであつたのと同一工場において或組のものだけが一時間少く働くといふことは管理上色々の不都合があるのと女工手全體から自分の方も早く試験室のように改正してくれといふ要求が烈しかつたので試験室を創設する之間もなく工場全體を新方法によつて改造してしまつた。斯くの如き改正によつて増進された生産能率を、金

でも來春一月から開始することになつてゐる。講習終了の上は各自の會社に歸つて研究所の指導を受けつゝ、それと自分の工場で能率の研究を開始するであらう。目下の状態を以てすれば、私は將來能率技師といふ一個の獨立した職業が發達して來るであらうと思ふ。丁度技術方面の技師が工場の内部にゐると同時に、外部にも顧問技師がゐる定時に或は臨時に工場管理上の疾患を診察し治療することが必要であるを考へる。

我邦産業の全国的運動たらしめるためにはこの研究を希望する工場に少くとも一名づゝの能率技師を配置し、それを中央の研究機關の手で指導するやうにしなければならぬ。この目的のために必要なことは研究の中央機關を設けること、技師養成の機關を設けることである。前の中央機關としては、今度新設された産業能率技師養成の方は東京府立商工獎勵館において十一月三日から養成所を開した。又知照でも十二月二日から開所し、大阪府

獨逸の新發明品

建築材料

△近年獨逸に於ては時勢の要求に應じて簡易建築法が頻りに研究され己に種々の新建築材料が發明され又種々の方法が建築の技術上に試みられた而して其内に於て最も成功と認むべきものは即ちアンピ、シウタインの發明及び應用であるアンピシウタインとは砂利及鐵滓を各一定の割合に於てセメントと混じて適宜の大きさに固めたもので煉瓦と同様に建築及び其他の目的に使用し得る獨逸に於ては燃料不足の結果煉瓦高價で(ケルケを標準とす)又その運送費も非常に掛るので近頃アンピシウタインが煉瓦の代用品として歡迎され之で家



屋を建てることが大流行であるアンピシウタインの重要な特長は少しも燃料を要せずして製造し得られること、製造法が甚だ簡單で素人に依つて製造し得られること、隨意の形のものを作り得ること、煉瓦に比較して重量中分以下なること等獨逸に於ては其製造原料到處に豊富であるから需要地之を製造して運送費を省くことが行はれ其れが爲めアンピシウタイン造の家屋は煉瓦造家屋に比較して遙か安く出来る而かも外見持久力堅牢程度耐火性等の諸點に於て煉瓦造家屋と同様である。

錢に換算して見ると勢から高であるが、その利益の一部分は労働時間の短縮といふ形において、第一番に労働者に配當されてゐることは明らかである。能率研究は労働者を過勞に陥らしめるものであるといふ考の人もあるが、私はさうは思はない、まづ労働者の幸福になるやうな改正でなくては眞の能率研究ではないと言ひたい。當時該工場は設備を手一杯に使つて居つて、増築の必要に迫らなかつたのであるが、私の研究を實施した結果、約十八坪の一部屋を節約してあき間とすることが出来たのも経営者にとつての重大なる利益の一つであるといはなくてはならぬ。同工場に於ける研究は之を序幕として、労働者の適性検査、微細運動研究、能率による賃金支拂法の實施(當時同工場は日給制を實施してゐた)等續けて研究すべきことは澤山あつたが、色々の事情で今日までそのまゝになつて居る併しこれは大正九年のこと、今日のやうに世間で大騒ぎをしてゐない時分、かういふ研究が部分的にも行はれたといふことは、注目すべき現象であつたに相違ない。

又或る工場においても不生産的運動の排除や個人能率の時間研究を行つたことこれ等はまづ外科的手術に屬するもので、能率研究

叙任

兼任技手 看守長 宇野文治郎(大阪)

命秋田刑務所勤務 同 細川 嘉吉(大館)

命大館支所長 同 高谷 健雄(秋田)

命盛岡少年刑務所兼務 同 中田 達治(盛岡)

同 赤林 市郎(同)

同 藤井秀太郎(同)

同 西原義三郎(松山)

看守 令井 芳藏(函館)

命神大刑務所勤務給九級俸 同 安田禮治郎(東京)

任看守長命札幌刑務所勤務給九級俸 看守長 廣田長右衛門(京都)

命廣島刑務所勤務 看守長 兼技手 宇田 義三(大阪)

免兼官命京都刑務所勤務給月俸七十圓 看守 葛原 男一郎(京都)

任看守長命大阪刑務所勤務給八級俸 典獄補 長山 始(横濱)

命富山刑務所長心得 看守 高橋 龜治(秋田)

任看守長命大曲支所長給八級俸 看守長 大原 虎夫(巢鴨)

兼任司法廳給六級俸

質疑回答 訓令 通牒

司法省行刑局甲第一、五八三號 大正十一年十月二十八日司法省行刑局長通牒

刑務ノ事務ニ關シ通牒

昨秋作業時間ヲ延長シ以テ受刑者ノ作業訓練ニ重キテ置キタル結果檢束紀律上聊カ懸念スルトコロアリタルニ拘ラス却テ逃走、縊死、及傷害等ノ事故カ別表ノ通算年逐次減少ノ趨向ヲ示シツ、アルコトハ洵ニ喜バヘキ現象ニシテ刑務當局者ノ勤勞ヲ多トスル所ナリ然レト事故ヲ個々ニ觀察スルトキハ往々甚ダ遺憾モノノ無キニアラス又支所及出張所ノ事故カ本所ヨリモ多數ノ割合ヲ占ムルコトハ特ニ考慮ヲ要スヘキモノト存候條將來一層檢束紀律上遺憾無之樣御座相成度候尙別紙ハ昨年來發生シタル事故中參考ナルヘキモノ、大要ヲ抄出シタルモノニ候。

逃走

物的原因(直接及近因コ探ル)

一、病ト稱シ運動ヲ欲セサルマ、其ノ一人ヲ監房ニ殘留セシメ他力運動ノ爲出房セ

メメ扉ハ鎖錠ヲ閉閉ト爲シ監房ヲ無戒護ト爲シタルヨリ豫メ斯カル機會ノ到來スヘキヲ窺ヒ居タル殘留者ハ構造ノ不完全ナルニ乘シ房内ヨリ指頭ヲ以テ假閉ノ門貫テ逃走シテ閉扉ヲ逃走スルニ至ル

二、構内仕切扉カ暴風雨ノ爲倒壞シタル儘數ヶ月放任シアリタル爲逃走ヲ誘致シ且ツ容易ニ遂行スルニ至ル。

三、工場ノ構造不完全ニシテ看守見張所ヨリ視線ノ到達不十分ナルト其ノ窓格子既弱ニシテ容易ニ取外シ得タル爲工場外ニ脱出スルニ至ル。

四、監房内視察困難ノ構造ノ爲電燈取付ノ周圍梓木ヲ取外シテ釘ヲ抜取リ之ヲ以テ扉扉ヲ破壊シツ、アリシヲ速ニ覺知スルヲ得ス。

五、監房内ヨリ指頭ヲ以テ抜取リ得ヘキ狀態ニ於テ監房外側ニ資金ノ打付アリタル爲之ヲ利用シテ監房破壊ノ用ニ供セシム

六、鎖錠用鎖錠ノ不完全ナル爲之ヲ解錠シ脱却シテ逃走スルニ至ル。

七、表門ヲ無監視開放シ且ツ戒護區ノ障扉カ地表上一尺ノ空隙アリタルト夕食時扉扉ノ開カレアルニ乘シ監房ヲ脱出シテ障扉ノ下ヲ滑リ表門ヨリ逃走スルニ至ル。

八、便所及洗面所ノ一部カ工場内ヨリ選取スルヲ得サル不備ノモノナルヨリ行刑ニ托シテ鉋、釘拔及銃ヲ便所ニ密ニ携行シ之ヲ使用シテ洗面所側ニ在ル扉ノ釘付ヲラレタルヲ抜取り且ツ下錠セラレアルヲ破壊シ何時ニテモ扉ヲ開キ得ヘク準備ヲ整ヘ逃走ノ機ヲ窺フコト二日間ニシテ遂ニ夜陰ニ乘シ工場ヲ脱出スルニ至ル。

九、拘禁場ノ中仕切門ヲ開放シアリタルヨリ監房ヲ出タル刑事被告人力忽テ逃走ノ念ヲ起シ墓地ニ逃走スルニ至ル。

一〇、鎖錠ノ掛ケ方緩舒ナリシ爲之ヲ足部ニ脱却シテ逃走スルニ至ル。

一、工場内ニ便所ノ設備ナク行刑ノ都度工場ヨリ買ニ六十一間ヲ隔ツル場所迄出テ行クヲ要シ其間立張勤務者其他ニ於ケル看守ニ於テ之ヲ監視スル例ナリシ處斯カク設備不完全ト監視不十分ナルニ加ヘ非常門ノ鑰匙ノ構造カ頗ル單純ニシテ構造ノ容易ナルト其ノ門ノ位置カ障扉ニ連ラレテ何レヨリモ通視スルヲ得サルヲ奇貨トシ兼メ合鍵ヲ密造シ之ヲ携行シテ便所ニ至リ歸途監視ノ隙ヲ窺ヒ甚々非常門ニ至リテ閉門シ元ノ如ク二門ヲ閉テ逃走スルニ至ル。

實業問答調査編

一二、夜間工場作業中便所窓格子ヲ破壊シテ脱出シ命竹梯子ヲ懸留ニ使用シアル鎖錠ノ南京錠ヲ破壊スルニ適スル鐵棒切力附近ニ散逸シアリタル爲之ヲ以テ右錠ヲ破壊シ竹梯子ヲ取出シ扉ニ立掛テ論議逃走スルニ至ル。

一三、看守カ工事上ノ注意不十分ノ爲受刑者ハ豫メ自己在房ノ監房天井ノ一部ヲ取外シ得ル如ク假リニ塞キ置キ深夜其脱出路ヨリ天井ヲ辿リテ該棟ノ一隅ニ在ル物置内ニ出テ逃走スルニ至ル。

一四、構造不完全ノ爲監房内ヨリ錠前ニ手ヲ差延ヘテ假錠錠ヲ開キ脱出スルニ至ル

一五、構内巡警形式ニ流レ逃走直前巡警者カ通用門ノ施錠ヲ遺忘シタルヨリ其門ヨリ脱出スルニ至ル。

一六、裁判所構内留置場ニ於テ外圍入口及留置場入口ノ閉鎖ヲ爲サズ退廷後ノ刑事被告人ヲ監房ニ收容スルヲ怠リ歸監準備ノ爲ニ他用ヲ辨シ居タル爲逃走ヲ容易ナラシム。

一七、建築材料ノ取締不十分ノ爲之ヲ擧ニ立掛ケ逃走スルニ至ル。

一八、作業上ノ都合ニ依リ煙筒掃除用ノ梯子ヲ一時戒護區域内ニ不取締ニ放置シタ

人的原因

一、單獨閉房シテ逃走ヲ誘致シタルモノノ三件

逃走ノ虞アル者トシテ特別注意ヲ加ヘラレナカテ監督者ノ命ヲ輕ンシ監視看守ノ立會ヲ俟タズ單獨閉房シテ逃走ヲ遂クシタルニ至ル一件。

逃走ノ虞アルモノトシテ特別注意ニ付セラレアルニ拘ハラス在監者ノ甘言誘謀ニ陥リ忘リニ單獨閉房シタル爲監房前ニ於テ看守ヲ捨テ伏セ道竊シ得サルマテ扉面ニ砂ヲ撒リ込ミ置キ逃走スルニ至ル一件。

ルニ因リ之ヲ利用シテ外圍ヲ論議逃走スルニ至ル。

一九、裁判所内留置場ヨリ法廷ニ引出ノ際常ニ捕縄ヲ用非サル因襲ニ因ハレ現ニ逃亡犯罪者トシテ特ニ逃走ノ注意ヲ要スルモノト他ノ被告人ト二人チ一人ノ看守ニテ戒護シ出廷ノ際捕縄ヲ使用セザリシ爲逃走スルニ至ル。

二〇、朝食時監房ヲ閉扉シ之ヲ假錠トシタル儘恣ニ勤務箇所離レタル爲柱ノ隙間ヨリ竹簀ヲ挿入シ假錠ヲ外シテ閉扉シ逃走スルニ至ル。

實地調査報告

- 二、當遇者ナルノ故チ以テ優遇ノ意味ニ於テ放漫ナル戒護ヲ爲シ構外官舎附近ニテ作業中獨鎖ノ儘視線外ニ放置シ尙勤務交代時之カ引繼ヲ失念シ完ク無戒護ニ放任シテ逃走ノ事實スラ覺知セス、
- 三、夜景押送ニ際シ格別ノ警戒ヲ要スヘキニ拘ハラス停車場便所ニテ行廁セシムル際糞尿ヲ取ルコトナク且ツ接觸ヲ保タサシメシニ依リ夜陰ト人込ニテ利用シ逃走ヲ容易ニシ之カ逮捕ニ困難スルニ至ル、
- 四、戒護者間ニ於テ人員其他戒護上ノ引繼不完全ノ爲逃走者ヲ覺知セス、
- 五、監房及物品點檢カ形式ニ流レタル爲露表使用ノ尖鑿形ノ器具ヲ毎夜終業時引上ノ際其ノ尖端ノ異様ニ銳利トナリ居レルコトニ氣付カサルト毎日根氣強ク右尖鑿形ノ器具ノ尖端ヲ便所内石ニテ研磨シ、監房扉ヲ破壊シ、アルニ拘ハラス又大ナル決心ヲ表示シタル遺書カ認メラレアリシニ拘ハラス之ヲ發見スルヲ得、隣房因ノ密告ニ依リテ逃走ヲ未遂ニ防止ス
- 六、外役先ニ於テ看守ノ戒護位置シラサシメ爲戒護ノ間隙ニ乘シ逃走スルニ至ル
- 七、作業能率増進ノ爲外役因ニ對シ無職鎖トシ數組ニ區分シテ聯合的戒護ヲ爲サシ

- メタル處其聯合共助機宜ニ通セザル爲逃走ヲ遂ケルニ至ル、
- 八、三名ノ戒護當務者カ同時ニ休憩シ外役全四テ無戒護狀態ニ置キタル爲逃走スルニ至ル、
- 九、下痢ト伴リテ三回上廁シ上廁中鎖ニテ古釘ヲ離尖シ柄ニ挿シ更ニ古鐵板ニ齒チ刻ミテ鋸ト爲シ手拭ノ一端ニ此等ヲ包藏シテ工場ヨリ監房へ持込ミ監房床板ヲ切破リ且ツ飯器及飲器ヲ以テ床下ノ土ヲ掘開シ隙ニ鐵棒ヲ工場ヨリ持テ出シテ土塵石ノ空氣窓内ニ挿入シアルヲ用弁テ空氣窓ヲ破壊シ擴大シテ脱出セシトシタルモ硬クシテ遂ケス且ツ房扉ヲ損壞シタルモ之レ又送ケサル内同房者ノ密告ニ依リテ未遂ニ了ル、
- 一〇、押送中捕繩ヲ唾液ニテ浸潤シテ軟化シ手錠ノ銳角部ニテ叩キ又ハ擦リテ之ヲ切斷シ逃走ノ用意略成リ機會ノ熟スルヲ待テ、汽車旅行中行便所稱シテ便所内ニ入り全ク腰鎖ヲ脱却シテ便所内ニ内ヨリ堅ク閉鎖シテ窓ヨリ飛降リ逃走スルニ至ル、
- 一一、夕食時工場内ノ動搖スル際ニ於テ看守ノ交替ナリテ自然戒護上ニ間隙ヲ生シ

- メタルト交替看守ニ於テ當時工場外ニ一名ノ囚人ノ殘留セルコトヲ引續カサシメト工場内三名ノ看守カ共同戒護上相互ノ聯絡無カシテ逃走ヲ遂ケルニ至ル、
  - 二、戒護上ノ注意一方ニ偏シ且甲乙看守共同戒護上連絡ヲ缺キタル爲逃走スルニ至ル、
  - 三、看守カ勤務時間睡眠シタルニ因リ逃走ノ事實ヲ覺知セス、
  - 四、重症者ナルカ故ニ逃走ノ虞ナシト思惟シ通身檢査ヲ粗漏ニシタル爲、
  - 五、構内通用門ノ取締不十分ナリシト受刑者チ工場外ニ出シナカラ其動靜ニ付監視ヲ爲サシ完ク無戒護狀態ニ放置シタル爲逃走ヲ遂ケルニ至ル、
- 物の原因(直接及近因ニ採ル)
- 一、監房窓閉閉用ノ引繩カ強クニシテ鐵首ニ利用スルニ通スル裝置ナリシニ因リ之ヲ使用シテ鐵死ヲ遂ケルニ至ル、
  - 二、監房内手拭掛ノ座墊製小紙長七尺ヲ取外シテ鐵死スルニ至ル、
  - 三、病的發作ノ危險性アルモノトシテ注意シナカラ單ナル視察戒護ニ止メ適當ノ取締ヲナサ、シメ爲鐵死ヲ遂ケルニ至ル、

- 四、蚊帳ノ釣手強固ニシテ體重チ支フルニ十分ナリシ爲之ニ身體ヲ懸垂シテ鐵死スルニ至ル、
- 五、監房ノ天井ニ板張ナカリシ爲天井機ニ兵兒帶ヲ懸ル鐵死スルニ至ル、

- 日突然何等ノ理由ナクシテ隣囚チ傷害スルニ至ル、
- 二、看守カ工場戒護中執筆ニ餘リニ專心ニシテ戒護本然ノ任ニ間隙アリシ爲全然無防禦ノ狀態ニテ受刑者ニ襲タル、ニ至ル
- 三、監房工場人體人員等檢査ノ粗漏其他檢束戒護不十分ニ因リ構内ニ於テ「ナイフ」ヲ拾得シ之ヲ工場内一テ研磨シタル上監房ニ持込ミ約半年ニ亘リ之ヲ包藏シ更ニ之ヲ携帯シテ工場へ出業ノ際他囚ニ追隨シテ自房ヨリ五十間チモ隔ツル棟達ノ監房内ニ闖入シテ目的ノ受刑者チ傷害スルニ至ル、
- 四、甲、乙兩囚間ノ反目チ輕視シ未前防止ノ方法ヲ講セザリシ爲傷害事故ヲ發生スルニ至ル、
- 五、工場紀律ノ實行セラレル爲加害者カ殺意磅礴トシテ無斷作業席ヲ離レ十五間チ隔ツル被害者席ニ到リ小刀ヲ揮ツテ即死ニ至ル重傷ヲ負ハシムルニ至ル、
- 六、不倫行爲ヲ遂ケヘキ事實ノ申告ヲ受ケタル工場看守ハ之ヲ看守部長報ニ告シタル處部長ハ之ヲ輕視シテ當直看守長ニ報告セス機宜ノ措置ヲ誤リシ爲傷害事故ヲ發生スルニ至ル、

- 一、被害者ハ屢發作的ニ精神變調ヲ來シ都度兇行癖ヲ有スル者ナルコト明白ナリシニ拘ハラス一時的的精神變調ト本因カ指物工ニ頗ル堪能ナル技術ヲ有スル關係ヨリ獨居ヲ解キテ指物工場へ出役セシメ其整
- 人的原因
- 一、加害者ハ屢發作的ニ精神變調ヲ來シ都度兇行癖ヲ有スル者ナルコト明白ナリシニ拘ハラス一時的的精神變調ト本因カ指物工ニ頗ル堪能ナル技術ヲ有スル關係ヨリ獨居ヲ解キテ指物工場へ出役セシメ其整

- 一、貴見ノ通但一月一日ハ重複スルノ嫌アルヲ以テ他日ニ於テ免業セシムルコト
- 二、差支ナキモ漸次整理スルコト但從來ノ通備人ナリ
- 三、作業技手動勉手當ハ給與ノコトニ規程改正ノ當作業助手動勉手當ハ備人トシテ給與ノコト

行丙一七一九號 (大正十一年十一月六日)  
廣島刑務所長心得宛  
免業日其ノ他ニ關スル件ニ付回答  
標記ノ件ニ關シ十月廿五日發第「三六六號」以テ御照會之趣了承右ハ左記ノ通御取扱相成度  
左記

- 一、貴見ノ通但一月一日ハ重複スルノ嫌アルヲ以テ他日ニ於テ免業セシムルコト
- 二、差支ナキモ漸次整理スルコト但從來ノ通備人ナリ
- 三、作業技手動勉手當ハ給與ノコトニ規程改正ノ當作業助手動勉手當ハ備人トシテ給與ノコト

發第二三六一號 大正十一年十月廿五日  
廣島刑務所長心得 田村英吉  
司法省行刑局長 山岡萬之助殿  
免業日其ノ他ニ關スル疑義ノ件

左記事項疑義相生シ候ニ付何分ノ御指示相煩度候

- 一、毎月與ヘラル、二日ノ免業日チ一日十五
- 日ノ兩日ト定ムルトキハ一般民間ニ慣行セラル、休業日ト一致シ且ツ當地ニテハ動力ノ送電モ右兩日ハ休止スルヲ以テ動力使用

質疑回答調令通牒

ノ作業能率ニモ影響ナケレバ此日ヲ以テ毎月ノ免業日ト一定致タシ唯十一月一日ハ免業日重疊スルノ嫌アレドモ元來休養ノ目的ナレバ更ニ他日免業セシムルノ要ナシト思料ス如何ノモノニヤ

二、雇算處理ノ關係上從來授業手名義ニテ採用シタル雇員ハ改正ト同時ニ作業助手ヲ命ジタリ差支ナキヤ

三、作業助手同助手ハ新ニ設定セラレタル職名ナレドモ授業手ト異名同實ノ職務ニ從事スルモノナレバ勤勉手當支給スヘキモノト思料ス差支ヘナキヤ

司法省行刑局行丙第一七二六號

大正十一年十一月六日 司法省行刑局長通牒

静岡、宮城、高知、利務所長宛

抄紙工漉方第一種作業ニ編入之件通牒

十月二十一日高利第一、四六七號ヲ以テ標記之件上申有之候處右ハ特別ノ技能ヲ要スルモノト被認候實見之通取扱可然候

高利第一、四六七號 大正十一年十月二十一日

静岡利務所長 伊藤院藤七  
宮城利務所長 和田千松郎  
高知利務所長 住江 敬義  
司法大臣 岡野敬太郎殿

計算年度

司法省行刑局行丙第一七二二號

大正十一年十一月六日 行刑局長

十勝利務所長宛

作業賞與金計算方之件回答

十月廿四日十發乙第一、九九九號ヲ以テ標記之件御照會之趣了承右ハ從來見積工賃ヲ基礎トシテ作業賞與金ヲ計算セルノ結果各細目ノ異ナル毎ニ賞與金ハ昇降スルノ不公正アリタルヲ改訂相成タル處第二有之尙同一等級ニ相當スル基礎條件ヲ有スルモノニシテ第一種第二種間ニ轉業アリタル場合ニ於テハ其月就業日ノ多キ業種ノ賞與金ヲ計算相成可然候

十發乙一、九九九號 大正十一年十月廿四日

十勝利務所長 伊藤孝之

司法省行刑局長 山岡萬之助殿

作業賞與金計算方ノ件照會

十月十四日行甲第一、五〇二號調令作業賞與金計算月額表ハ作業ヲ二種ニ分テ特別ノ技能ヲ要シ又ハ特別ノ強力ヲ要スル作業ヲ第一種トシ其他食糧等級四等以下ノ者ハ第二種ト定メ其間賞與金額ニ差支テ差支テ差支テ然ルニ右十月十三日停待甲第一、五二六號行

質疑回答調令通牒

抄紙工漉方第一種作業ニ編入方ノ件申請

大正十一年十月十四日調令第一、五二號作業賞與金計算月額表中抄紙工漉方ハ美濃ハ枚版ヲ除クノ外食糧等級四等ニシテ第二種作業ニ屬スルモ該作業ハ勞力強ク且特別ノ技能ヲ要スル作業ニ付第一種作業ニ編入方認認可相成候様致度候

司法省行刑局行甲第一、六四九號  
大正十一年十一月七日 司法省行刑局長  
奈良利務所長宛  
作業賞與金計算上ノ作業種別ニ付内議ノ件回答

客月二十六日奈良監發第一、七四二號標記ノ件右ハ左記細目ノモノニ限リ第一種業トシテ計算相成可然ト存シ候

左記

種目 細目  
金物工(ランプ口金) 鍍金方、軟化方  
(劇藥ヲ使用シ又ハ火氣ヲ取扱ヒ痛生上車身腫ニ危險ナ件ヲモ)

左記

生上車身腫ニ危險ナ件ヲモ)  
織 朱珍帶地、織方  
(二時間科程三寸五分以内ノモノ)  
貝 緞 工 緞 繭 引

(電動使用ノモノニ限ル)

奈良監發第一、七四二號 大正十一年十月二十

六日 奈良利務所長 上田定次郎  
行刑局長 山岡萬之助殿

作業賞與金計算上ノ作業種別ニ付内議

理由(劇藥ヲ使用シ衛生上危險ナ件ヲ火氣ヲ取扱ヒ車身腫ニ危險ナ件ヲ)

織 朱珍帶地、織方  
(他ノ機織ニ比シ習熟甚々困難ニシテ特長ヲ要ス)

貝 緞 工 緞 繭 引  
(電動使用ノ繭引ハ危險ナ件ヲ且技巧ヲ要ス)(將來新設ノ見込)

石 工 石 工  
(習熟困難ニシテ特別ノ技能ヲ要ス)

木 工 指物工、大物  
(同)

木 工 桶工、大物  
(同)

監 獄 備 夫 願 造 夫  
(同特別ノ強力ヲ要ス)

右ノ業種ハ下記ノ理由ニ依リ第一種業トシテ

刑規則改正ニ件ヲ注意御通牒第二ノ間隙疑義相生候條左記ノ點何分ノ御指示相成候様致度。

左記

一、行甲第一、五二六號通牒第二ニ於テ作業ノ種類ニ依リ工賃ノ多キモノ少キモノトアリテ就業者ノ甲乙ニ不公平ナ生シ又甲作業ヨリ乙作業ニ轉業スル場合不利益ヲ來スコトアリ云々及定額ニ改メ一定ノ工賃ヲ得ル力アルモノハ當ニ其力ニ相當スル作業賞與金ヲ得セシメ云々トアリテ一見最初特ニ技能アリ又ハ特別ノ強力ニ堪ルモノト認メ第一種ニ相當スル業種ニ就カシメタルモノハ爾後經理上ノ都合又ハ戒諭上ノ理由ニ依リ二種相當スル作業ニ轉業セシメタル場合ハ第一種ニ基キ相當級ノ賞與金ヲ計算セラルヘカラサルヤニ思慮セラレ候

果シテ然ラバ實際上其不合理ナル結果ヲ招致シ處遇上十分考慮ヲ要スル次第第二有之例ハ當所ノ如キ外役ヲ主トセル者ニアリテハ入監ニ當リ外役作業ヲ指定セハ老幼不且者ニアラサル限耕耘ノ荒起ニ堪ヘ得ル能力ヲ有スル者ニシテ之レ等ノ者ヲ第一種能力者ト斷決セハ爾後除取收復ノ如キ第二種ニ屬スヘキ作業ニ就キタル場合モ第一種ト見做僅力十日廿二日

質疑回答調令通牒

間ノ勞務ノ爲ノ其後長期間二種ニ屬スヘキ作業ヲ一種ニ計算セラルヘカラス其他大工業ニアツテモ建前木造リノ出來サル者ハ殆ト皆無ニシテ是等ノ者カ建築終了ノ爲メ指物工ニ轉業セル場合甲ハ前ニ大工ナリシ故ナリテ第一種ニ乙ハ體力技能アルモノ最初ヨリ指物工ナルノ故ナリテ第二種ノ計算ヲ受クルトセハ不公平ナル結果ヲ相生シ候若シ此場合指物工ト唐木指物ト適スル者トシテ一級ニ當爾モシカ御調令ノ技勞能力ニ基キ業務ヲ區別セルハ實際上ニ適合セルモノト云ハサルヘカラス又極端ナル事例ヲ掲レハ一旦馬耕夫ニ指定セシ者ヲ職業ヲ習得セシムルノ必要上洋裁縫見習ニ就業セシムル場合ノ如キモ尙且ツ一種能力者ト見做ササルヘカラス故ニ特別技能ヲ要シ又ハ特別ノ強力ヲ要スル作業ニ就キタル場合ハ當然第一種相當級ノ計算ヲ受クヘキモノニシテ二種ニ相當スル作業ニ就業セル場合ハ之レニ付二種ノ計算ヲ受クルハ普通勞動者一般ノ觀念ト存セラレ候間一種ヲ展轉就業セル場合ハ日割計算ノ方法ニ據ルル通當ノ處遇ト相認メ候何分ノ御指令相仰度

司法省行刑局 行丙第一、七四九號

大正十一年十一月八日 司法省行刑局長

實業回答訓令通達

京都利務所長宛

作業賞與金計算ニ關スル件通達  
十一月一日發第二、七一三號ヲ以テ標記ノ件御申出ノ趣了承左記ノ通り御取扱相成度  
一、朱砂帶抽織方ハ特別ノ技能ヲ要スルモノト認メラルルヲ以テ第一種作業ヲ編入可然  
二、下駄工ハ第二種作業トシテ整理ノコト  
三、貴所ニ於テハ御困難ナル事情有之ヘシト  
思料セラル、モ他トノ振合モ有之ニ付通達  
通リ取扱ヲナスコト

發第二七一三號 大正十一年十一月一日  
京都利務所長

司法大臣宛

作業賞與金計算ニ關スル申請  
十月十四日訓令行甲第一、五〇二號作業賞與金計算月報表第一種ニ當所受賞作業朱砂帶中ノ特ニ優秀ナル技能ヲ要スル織方及木工下駄工ヲ編入方並ニ同訓令第五項適用者ヲ當分二人ニ付一月二月ニ割合ヲ以テ適用方御認可相成度左記理由ヲ付シ申請候也

記

一、當所受賞作業朱砂帶地工ハ其製造組織頗複雑緻密ニシテ機臺ハ綜絢紙絛相交又シ織糸ハ最モ細キ絹糸ニ種々ノ機標織出ノ爲

メ線糸ノ配合等一種特別ノ技能ヲ要スルモノニシテ一般織物例ニアラス從テ其織上ケ數量等モ一時間科程一寸一分ト云フ如キ物アリテ一般機織工ト同様ノ取扱ヲ爲スコト能ハサルモノナルニヨリ一時間科程三寸五分以内ノ織方ニ就テハ之ヲ第一種ニ編入致度  
二、受賞業木上下駄工ハ當所第一ノ有利業ニシテ現ニ就業者ハ平均一日壹圓以上ノ工錢額ヲ維持シ居ルヲ以テ今回ノ賞與金計算方法ノ改正ニ伴ヒ從前ノ例ニ依リテ増額ヲ要スルコトハ勿論ナルモ將來同工ヲ新入スルモノハ從來ノ就業者ニ比シ同一作業ニ就キナカラ其實賞與金ノ差等餘リニ大ナルカ爲ニ自然感情上不滿ヲ潛藏シ其働高低減ノ虞レナシトセサルヲ以テ之ヲ第一種作業ニ編入致度

三、作業賞與金計算方法改正ニ伴ヒ從前ノ計算ニ依リ其行狀成績減退セサルモノハ之ヲ從來ノ計算方法ヨリ著シキ減額トナラサル様取扱ヘキ御趣旨ニヨリテ鹽梅スルモ現ニ當所ニハ十圓以上ノ賞與金月額者一ヶ月就業人員百人ニ付約二人五分強ノ割合ニ相成居一ヶ月就業人員百人ニ付一人トナストキハ從來ノ賞與金額ト表シキ懸隔ヲ生セサ

連稱ヲ採リ以後ハ改正月報表ニ依リ計算スヘキナリ

司法省行刑局行丙第一、七四四號  
大正十一年十一月八日 行刑局長  
滋賀利務所長宛  
作業賞與金計算方並ニ其他疑義ノ件回答

客月三十日發第一、六五六號ヲ以テ標記御照會ノ件左記ノ通り御了知相成度候  
左記  
一、貴見ノ通り  
二、甲說ノ通り  
三、已ムテ得サルモノハ繼續使用スルモ差支ナシ  
四、行刑ノ便宜ニヨリ移監セシメタルカタメ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ距離ノ遠近増加額ノ多寡ニ拘ハラズ總テ給與スルノ趣旨ニシテ本費支出科目ハ在監人費給與ノ月ナリ

發第一、六五六號 大正十一年十月三十日  
行刑局長宛  
滋賀利務所長  
作業賞與金計算方其他ニ付疑義之件何

ル取扱ヲ爲スニ差支アルヲ以テ當分現狀ヲ維持スルニ必要ナル就業人員一ヶ月百人ニ付二人程度適用ト致シ度尤モ漸次ニ整理シ通達ノ御趣旨ニ副フ様處理可致候

司法省行刑局行丙第一、七四三號  
大正十一年十一月八日 行刑局長  
鳥取利務所長宛  
作業賞與金計算等ノ件ニ付回答

標記ノ件ニ關シ十月二十九日發第七六二號ヲ以テ御申出ノ趣了承右ノ通り御取扱相成度  
左記  
一、貴見ノ通り  
二、病氣裁判所出廷等ニ依リ當日中途就業セサルモノハ不就業者トシ作業章程第九號書式一ニ依リ其歩合ヲ日課表ニ記シ就業歩合ト各別ニ計算スルコト  
三、作業賞與金計算ノ基礎條件ノ異ナラサル限前月ノ賞與金額ニ依リ計算スルコト  
利發第七六二號 大正十一年十月二十九日  
鳥取利務所長

司法書記官宛  
作業賞與金計算ノ義ニ付何  
本月十四日行甲第一、五〇二號ヲ以テ作業賞與金計算方ニ付訓令相成尙同日付行甲第一、五二七號ヲ以テ同伴行刑局長御通達及本月十三日付行甲第一、五二六號ヲ以テ行刑規則改正ニ付注意ノ件其他改正諸規則御通達相成候處之レカ取扱上左記事項聊カ疑義相生シ候間至急何分ノ御回答相煩シ度此段相候也  
左記  
一、作業賞與金計算方ニ付キ行甲第一、五二七號通達第五項中特別級ハ改正前ノ賞與金トノ聯絡ヲ保チ云々今後進級ヲ爲スモノニ付テハ大體一級ニ止ムタルハ今後ノ進級者ニ付テハ大體一級ニ止ムルモ現在ノ者ニシテ改正月報表一級以上ノ賞與金計算セル者ニハ引續キ從前同率ノ計算ヲナシ差支ナキノ意ナルナリ  
二、前記一級ノ標準ハ如何ナル程度ニ定ムヘキヤニ付キ二說アリ甲說ニヨレハ特別級ハ改正前ノ賞與金トノ聯絡ヲ保ツカ爲メニ設ケラレタル過後ノ規定ナルヲ以テ一級ノ標準ハ在監者中ノ行狀性向並ニ作業ノ成績共ニ最優良ナル者トシ乙說ニ依レハ一級ノ標準ハ行狀性向並ニシテ等一科程ヲ了スル者トシ夫レ以上ハ特別級ヲ適當ニ分割計算スヘキモノナリトセリ何レノ解釋ヲ採ルヘキ

行甲第一、五二七號御通達中左記疑義相生シ候間至急何分ノ御回答相煩シ度候  
左記

一、舊監獄施行規則ニ依ル作業賞與金計算額一ヶ月五十錢ニ達セサルモノ數名アリ右ノ行狀不良ニアラサルモ作業成績劣等ニ起因セルモノニシテ訓令第三項末段ヲ適用スル能ハサルモノニ有之從テ假リニ八級ノ賞與金ヲ計算スルコトセハ改正前ノ計算額ヨリ多額ノ給與ヲ受クルコトナリ、權衡ヲ失スルノ賞與金計算スヘキナリ  
二、病氣裁判所出廷等ニ依リ當日中途休業シタル者ハ訓令第六項ノ就業シタルモノト見做スヘキヤ又ハ就業セサルモノトナスヘキヤ  
三、通達第二、第三第四項中前月トアルハ同通達第五項ニ依リ改正前ノ賞與金ト連絡ヲ保チ其減少ヲ來タサ、ル爲メ特ニ設ケタル御趣旨ナルヘキヲ以テ賞與金計算ノ基礎條件ノ異ナラサル限リハ今後引續キ其額ヲ給與スヘキ者ト思料セラル、モ一面現賞與金計算額ノ事業界好況時ノ資金ニ依リ算定シタルモノニシテ事業衰退ノ今日引續キ同額ヲ計算スルコトセハ權衡ヲ失スル嫌アルニ依リ右ノ新法實施ノ際ニ限リ前月ノ賞與金ト

實業回答訓令通達

實録回答訓令通條

三、十一月一日以後ハ改正作業章程ニ依リ總テノ諸帳簿表類ノ様式ヲ改正スヘキ等ノ處目下繼續的ノ作業ニシテ原簿其他關係書類未完結ノモノハ本月十四日付行甲第一、五二八號ヲ以テ御送付ニ係ル作業章程改正理由書附記ニ依リ該作業完結ニ至ル迄従來ノ繼續使用差支ナキヤ

四、行刑規則改正ニ付キ注意ノ件申

三、其他

ハ行刑ノ都合ニヨリ移監シタルモノニ對シテハ之レカ爲メ増加スル歸住旅費額ヲ給與云々トアルハ、近府縣刑務所間ノ移監者ニシテ作業賞與金ヲ以テ優ニ歸住旅費ヲ支辨シ得ルカ如キ者ニモ尙官ノ都合ニテ移監シタルモノニハ必ス歸住旅費ノ給與スルノ意ナラザラシ然リトセハ歸住旅費ノ支給額ハ相當多額ニ上ルヘク豫想セラル右ノ何レノ費目ヨリ支出スヘキヤ

司法省行刑局行甲第一、六二五號  
大正十一年十一月十五日司法省行刑局長通條

刑務所長宛  
休養患者ノ給與、看護等ニ關スル  
件通條

藥餌ノ精製醫藥器具ノ整備及ヒ醫術ノ練達ハ治病上ニ於ケル一大要件タルハ贅語ヲ俟タズ雖ト給與看護ノ價值タルハ更ニ重且大ナルモアリテ其適否ハ直ニ治療上ノ効果ニ大影響ヲ及ホスモノアルモ亦明カナル事實ニ有之然ルニ先般之ニ關シ各刑務所ノ實狀ヲ調査スルニ大體ニ於テ藥品ヲ偏重シ給與看護ノ適切ヲ缺クモノナルカ如ク被服料候ニ付テハ將來一層看護給與ノ點ニ留意シ殊ニ左記事項ニ對シテハ相當ノ改善ヲ加ヘ行刑ノ眞目的及人道上ノ要求ニ適應スルノ處置ヲ講セラル、様勞メヲ度候

左 記

一、粥食ハ米粥(重湯ヲ含ム)ト混炊粥トノ二種ニ區分給與シ米粥ニハ内地三等乃至四等白米ヲ使用スヘキコト

尙副食品ハ熱量多キモノヲ給與スル様考慮スルコト

二、通常食ヲ攝ル休養患者ニ對シテハ單ニ不就業者ナリトノ點ニ拘泥シ他ノ不就業者ト同様一合二勺ニ限定シテ給與スル向アルモ體質、健康、年齡、就業當時ノ食量等ヲ斟酌シテ適量ヲ給與スヘキコト

三、滋養品ハ各所區々ナルヲ以テ之ヲ牛乳(練乳)鰵卵、葛湯、餡及果實ノ五種ニ限定

ス但シ必要上特ニ他ノモノヲ給與シタル場合ハ必ス其旨報告スヘキモノトス而シテ適當ナル時機ニ適量ヲ給與シ荷モ形式ニ流レ給與ノ時機ヲ失ヘルカ如キコトアルヘカラサルコト

四、病室其他ノ設備ヲ改善シ殊ニ深光、換氣採暖方法ニハ一段ノ考慮ヲ要スヘキコト

五、病者重症ニ陥リタルトキハ直ニ所長ニ報告シテ取扱上遺漏ナキヲ期スルト共ニ症狀ニ依リテハ必ス看護夫ヲ專屬セシメ又ハ之ヲシテ時々見廻リ注意セシメ看護ノ周到ヲ期スヘク尙一面相當ノ規定ヲ設キテ看護夫ニ看護上ノ素養ヲ與ヘ其當役人員ハ明治三十五年六月號甲第三七七號通條ニ依リテ必要アル場合ニ限り臨時増員スヘキコト

刑務所長會同

司法省に於ては全國各刑務所長(少年刑務所長及朝鮮監獄六、臺灣一、關東廳一を含む)を招集し、十一月廿一日より同二十七日迄左

日程に依リ大示示訓次官及行刑局長注意あり會議ハ一、人事、二、刑務、統計、指紋三作業經理、四、教誨、五、衛生、六、保護の順序に議事を進め其間左記諸問事項に付審議し答申する所あり又諸問事項第五は會長より右馬、野口、住江、上田、松隈、立石、石井、白井山本、中村、和田、長谷川、逸見、伊藤の十四所長に委員を指名して該委員に附託し慎重審議の上本會議に上程し滿場異議なく委員會報告通り可決答申せられたり

尙會議終了後建築實施中の宇都宮、京都、大阪、岐阜、青森、松山、佐賀、宮崎、函館十勝の十刑務所長、川越、小田原、姫路、名古屋、岩國、福岡、盛岡の七少年刑務所長、抄紙作業の施設ある静岡、高知、宮城の三刑務所長は特に二十八日一日間滯京を命ぜられ夫は特殊事項に付會議を開きたり

又所長會同中は隨行員の會議を開き改正會計法規及改正作業章程に伴ふ種々の打合せ審議を爲したり。

(會同記事次第に續く)

會同日程

一 少年刑務所ニ勤務スル所長看守長、及看

十一月廿一日(火)	午前	大臣訓示 次官注意 行刑局長注意 室前會議室	午後	會議 (自二時於會議室) 赤阪廳官(向)	備考
十一月廿二日(水)	會議 (自十時於會議室)	大臣面接 行刑局長面接 (自二時至五時)	大臣面接 行刑局長面接 (自二時至五時)	司政大臣要案 築地本願寺通會 (自午後四時於同會) 刑務協會隨行員招待 刑務協會提案 輔成會提案	
十一月廿三日(木)	新嘗祭	九日宮中拜觀會議 (自十時於會議室)	刑務協會總會 (自一時於同會)		
十一月廿四日(金)	會議 (自十時於會議室)	會議 (自一時於會議室) 總理大臣招待 (自午後三時於總理大臣官邸)	會議 (自一時於會議室) 總理大臣招待 (自午後三時於總理大臣官邸)	司法次官隨行員餐	
十一月廿五日(土)	會議 (自十時於會議室)				
十一月廿六日(日)	休				
十一月廿七日(月)	會議 (自十時於會議室)	會議 (自午後二時於會議室)	會議 (自午後二時於會議室)		

首相訓示

六 各刑務所ノ建築整理計畫

二 敬誨師、教師ノ服制ヲ定ムルノ可否

三 受刑者中行狀善良ナル者ニ付職ヲ訓練上ノ事務ヲ補助セシムルノ可否

四 收容者ニ貸與スヘキ被服地ノ織製ナ一定ノ刑務所ニ取纏メ施行スルノ可否

五 經費節約方法如何

歐洲大戰終りて平和の基礎既に確立したることは國民の等しく慶賀すべき所なれども永き間の戦禍は物質上及精神上に異常の變化を齎らし國民思想に影響する所甚しきものあるのみならず惹いて經濟界にも影響を及ぼし多

くの失業者を生じたる有様であります而して此の如き場合に於て刑政上愈慮を要するは已むを得ざる所でありませぬ。

刑罰は申す迄もなく國家社會の秩序を維持する必要上之を科するものであります故に刑務の職に在る各位は世の大勢と政一の方針とを十分に理解し常に之を念頭に置いて事に當り行刑の効果を取むることに力を致し因て秩序の維持に萬全の方を盡さるべきは正に國家の各位に望望する所なりと信するものであります社會事業のたる釋放者保護事業の行刑の効果も全からしむる爲喫緊なることは特に各位の留意を請はんとす所でありませぬ今や經濟界の悲況は就職難を來し釋放者の窮厄誠に同情すべきを以て斯業の刷新は刻下の急務とする所でありまして各位は關係の諸機關との連絡を圖り斯業の助長方法を講じ以て釋放者保護事業の完成を期せらるべきを希望するのであります。

### 法相訓示

一、刑は犯罪に對する制裁であつてこれを科するにより民衆を警戒するに同時に一面に於て犯人を改化せしめ再び良民に復帰せしむることを目的としますから刑務執行をす

爲や、もすれば社會の事情に迂迴なるの弊あるを以て實切に職員の氣風の向上の必要なることを感じます各位は行刑事務を奮勵するに共に部下職員の訓練琢磨に意を用ひられむことを望みます。

一、教誨教育は從來や、もすれば倫理宗教に關する教誨のみに偏倚し其倫理道德を説くものもまた多くは抽象的の説示を爲すが如き傾向なきに非ざるやを疑はしむるものあり殊に其の教誨材料の如き著しく時代の推移に副はざるものなきにしもあらざる状態であります當局に於ても從來の言説による教誨教育のみを以てしては精神教化の完全を期し難きの事情あるに鑑み新に文書映畫等によりて従前の教化の足らざるを補はむことを期して居りますこれと同時に當局はまた教誨教育の萬全を期するが爲め一面教誨師の待遇を向上し着々教化施設の改善を期しつゝある次第であります。

一、受刑者の健康保持につき客年本會に衛生官をおき保健に關する根本的調査研究と統一的監督を爲すの機關と爲し今回また監獄醫を保健技師保健技手と改むると共にこれを優遇して部内に堪能なる人材を招致しまた科學の要求に適應せしむる爲糧食の内容

るに當つては嚴重を旨とし刑罰の威嚴を保持すると同時に犯人を啓蒙扶掖して改過運善の實を擧げ以て牢獄氣分の風習を一掃するの道を講ずるを以て刑政の主眼とせればなりませぬ。

我國維新以來政府は鋭意行刑制度の完備を圖り其の經營施設漸く見るべき者あるに至りたるも尙ほ理想の域に到達せむには遠なるの感なきを得ませぬこれが爲め法規の改正、施設の改良を要すべきもの多々ありませぬ今官制を改正して憲賦及職員の名稱を改むると共に其の待遇の向上を計りまた行刑法規を改正して拘禁者の處遇その他行刑の内容を改善し更に進んでききに設置したる行刑制度調査會の審議をまつて根本的改正を爲さむことを期して居ります此等改正事業の進展に伴ひ刑務の職にある者の責任は益々重大なるを加ふるに至ると思ふのでありますから各位は深く其の趣旨の存する所を願ひ克く部下を指導監督して其の實績を擧げんことにつき豫め覺あら悟むことを望むのであります。

一、綱紀の弛弛は庶政の興廢國家の隆替に至大なる影響あるべきことも是はり論をもちませぬ然るに最近世界大戰の餘弊を受けて

を改善する所がありました。一、財政の整理は戦後の經營上最も急務とする所であつて政府は夙にこの點に留意し財政計畫を樹つるに當りてつとめて緊縮の方針を持しつゝあるは既に各位の熟知せらるる所でありませぬ刑務豫算現狀についてこれを觀るに時勢の進運に伴ひ行刑事務の改正加ふべきもの多くこれが經理については常に豫算増額の必要を感じつゝあるも一般財政の計畫上極力政策の節約を計らればならぬのは止むを得ぬ所でありませぬ各位は深く財政の實狀に鑑みよく事の緩急に應じ按排その宜しきを得て以て豫算を適切に實施する所がなくてはならませぬ尙豫算處理については別に諮問する所がありますから各位は宜しく嚴重審議を遂げその實績を擧ぐらむにつとめられむことを望みます

### 築地本願寺主催

#### 在監死亡者追弔法會

築地本願寺にては去月二十三日午後四時司法省高官並に折柄刑務官會議につき上京中の全國刑務所長(殖民地を含む)を主賓として在監死亡者の追弔法會を略修した本多輪番調整

人心や、もすれば釋佛淨土に濡れ延て國家社會の綱紀を弛緩せむとするの虞あり誠に寒心に堪へざる所であつて特に紀律の維持を以て本領とする刑務職員にありては深く思をこしに致さればなりませぬ各位は部下を戒飭して一層の過なきことを期せられむことを望みます。

一、凡そ行刑の成績の善否は一に刑務職員の人を得ると然らざるとによりて成るものであります刑務のことたる諸般の事務に亘り複雑多端なる他に多く其の比を見ざる所にして廣き識見と深き經驗とによつて非ざれば到底これを能くすることは出来ませぬしかも社會の進運に伴ひ百般的事業は日に益日複雑を極めつゝありませぬが故に刑務職員の訓練を全からしむるは實に刻下の一大急務であります殊に日常受刑者に接觸して職務に従事する下級職員の一舉一動は異常受刑者の心理に影響し必然其の改過運善の効果が消長を來すこと大なるものがありますから特に教養研鑽の機会を與へ自から其の人格の向上に工夫し素質の改善につとめしむる消新激烈たる氣分を以て其の職に當らしむるの用意がなくてはならませぬ而も刑務職員は一般民衆に接觸するの機会少き

### 淺草本願寺主催 刑務官追弔法會

淺草本願寺に於ては去月二十一日午後四時より前法主兼下の出仕によりて刑務官追弔法會が嚴修せられた。司法省高官及刑務所長等は之に參詣し司法大臣の弔辭(三宅秘書課長代讀)山岡行刑局長及有馬氏の全刑務所長代香あり。本會よりは北島理事及伊藤主事參拜せり。式後上野精養軒にて晚餐を餐した。

の下の莊嚴なる法要は擧げられ、司法大臣の弔辭(三宅秘書課長代讀)山岡行刑局長の燒香あり、紀念のため觀聖聖人の正しい見方一本を贈呈す。因に當日は本會を代表して伊藤主事參拜せり。尙式後午後六時より丸の内中央亭に於て晚餐を餐し了つて有馬所長の幹旋による映畫「世界の心」其他に興じて散會せしは午後十時頃であつた。

會報

本會總會

去十一月廿一日より司法省に開かれた刑務所長會議に地方部長の會同されたのを期として同二十四日午後一時より協會の樓上に於て總會を開催し決算書及改正寄附行為書を配布し協會會長としては初めて總會に臨まれた山岡會長の挨拶として協會の増築會員の救濟表彰高級刑務官練習所の開設人の刊行協會の名稱雜誌の改題等に就きて述べらるる來賓として一昨年の春日獨聯合仲裁々判所事務官として渡歐された司法省參事官鶴峯四郎氏及び本會顧問法學博士小山温氏の演説があつて三時閉會を爲し地方部長を柳光常亭に又其他の來賓を協會食堂に案内して饗應した會長の挨拶來賓演説は左の如くである。

山岡會長挨拶

本日刑務協會の總會を開きますので、多數關係ありまする方々、並に會員に御集りを願つて、茲に其儀に及ぶことは洵に幸とする所でありませう。此場合に於きまして一二の辭を費して御耳に達したいと存じます。私は會長として就任後此總會を開きましたことは初めてでありませう。長い來歴を有すましたる協會は次第に發展致して居ります事業の大體も、近頃にはつきまつる事情を上上げたと思ひます。細かい協會の事情は毎月發行の協會雜誌若くは其都度通知を致して居りますから、既に諸君の能く御承知になつて居ること、考へまするから、之を更に申上げますことは略して置く積りであります。

第一に申上げたいことは講堂其他の増築を致したことであります。本會の事業は段々發展致しまして、講堂其他を増築しなげればならぬ必要を生じまして、本年の四月に工を起しまして、講堂それから教室、調査及び囑託室等を新設致しましたし、又食堂並に圖書室等を改造致しました、其坪数が約六十坪ばかりになつて居ります。費用

す。然れども漸次此目的に向つて逆める積りで居りますので、殊に對外の關係に於ても考慮を費しまして、本會の權威を世に知らしめる爲めに考へて居る譯であります。前記に逃走したる受刑者を逮捕した、山梨縣の警察官吏に對しまして、本會は特に百圓を贈りました功勞を表彰致して居ります。此の如く内外に向ひまして出来得べき丈けの方法を執つて居る次第でありますから、是も何卒御諒承を冀ひます。

次に會員の向上發展、事務に關しまして申上げたいのであります。本會に於きましては本年新に高級監獄官練習所を設けまして今日では高、刑務官練習所と申す譯であります。それを設けまして行刑事業の理論並に實際に涉りまして研究をして、それを實地に應用致して、倍々斯業の發達を圖ると同時に、會員の地位の向上、知識の充實等に勉めて居る譯であります。本會が經濟の潤澤でないのに更に此事業を實施致しました特に諸君と御禮告致して置く譯であります。

次に調査並に囑託であります。行刑事業の改良發達に付きまして、學理及實際の研究を爲す所の専門家を養成すると云ふこと

は必要でありませうが故に、諺くも文學士一名を増加致しまして、刑事社會學の方面の研究を爲さしめて居りまして、之に獎學金を交付致して居る譯であります。それから尙ほ行刑事業に關しまする海外の制度等を調査致しまする爲めに、新に調査部を設けまして、在京法術の判事二名に調査を囑託致して居ります。是等の結果に付きましては順次に協會の雜誌に掲載し、若くは獨立の雜誌を刊行致しまして諸君の御覽を願ふ考であります。是に依つて行刑の前途に多大の貢獻を爲す希望を有つて居る譯であります。

次は雜誌の刊行と活動寫眞のことを申上げたのであります。受刑者の教化用と致しまして、看讀書籍である「勝友叢書」と云ふものを刊行致しましたが、其他に定期刊行物である雜誌「人」と云ふ媒體を有つて居る所のものも發行致しまして、是に依つて刑務の部門に於きまする教悔の効果を收めたいと考へるのであります。其外尙ほ教化用と致しまして活動寫眞を本會に於て實施致して居る譯であります。此事に付きましても勿論少なからざる費用も要し、色々經費上の困難もあります。諸君の御助力

は一萬三千圓を要しましたのでございませう。本會が御承知の如くに明治四十四年の六月に建築せられまして爾來十餘年を経まして總て狹隘を告げて用を辨するに差支を生じましたので、己むを得ず此の如く増築することに成りまして、御覽の通り従前は面目を一新致しましたことは諸君と俱に慶賀すべきことであらうと考へます。

次に會員の救濟、表彰のことであります。本會多數會員の救濟、慰藉、表彰等に關しましては、私も就任以來、從來の場合に於きましては、如く、銳意此點に考慮致しまして、必要な經濟のことに付ても考慮を費しまして、贈與金の如きも其率を變へまして殊に殉職者若くは職務上の負傷者等に關しましては、餘程破格な金を贈與致して居ります。例へば葉嶋の吉永看守部長が不幸にして在監者の爲めに生命を失つたことがあります。此場合に五百圓を贈りました。又浦和の看守飯山君に百五十圓を贈與致しました如くであります。會員の死亡其他に對する贈與金の如きは其都度是を掲載致してあります。其他會員の表彰方法に付きましては最善の方法を盡す考で居ります。何分まだ協會の實力が許さない所ありま

に依りまして萬全の策を講じたいと考へて居ります。其外本會に於きましては受刑者教化の看讀書籍に付きまして新に審査會を設けまして、本省の高等官並に在京の刑務所長を煩はしまして委員と致しまして、繼續的に此看讀書籍の審査を行ひまして、間接に採否を決しまして、遺漏なきを期したいと思つて居ります。其他刑務職員職務上の便宜を圖るが爲めに、蓋には一監獄法令類纂と題する書物を出版致しました。又近期刊行法規の改正に伴ひまして、其法令を印刷し、改正職員制をも印刷に附しまして協會雜誌の附録として會員に配附したることには諸君の御承知の通りであります。要するに書籍の刊行に付きましても一層の努力をして見たいと考へて居ります。

次に協會の名稱及雜誌の改題のとな一言致したい。協會の名稱を此度刑務協會と致しました事に付ては、既に諸君は御承知下さることと考へます。名稱と云ふものは海に大切なことでありますから、如何に致したが宜いかと云ふことは理事者としては苦心致したのであります。矢張り刑務事業に携つて居る官吏其他之に關係ある人と會員として組織致して居りまするから、それ



なまるで離れて仕舞ふと云ふことは適當でなからず、故にまるで離れて仕舞ひますれば随分真い名前もないではないのでありますが、それを離れないで矢張り役人の會である云ふ意味を表示すると云ふ所からして、刑務所と云ふものが一面にありますから、刑務協會と斯様に改した譯でありませう、其他それ以上の意味合のこに付て、は前きに申上げたやうに大體御承を願ひたいと考へます。「雜誌」を刑政と改めまして、是も此度刊行されたものでありますので、此際にして雜誌を刑政と改めたと云ふことに付て一言申上げますが、單行刑と云ふ狭い事業の爲めの機關たらしめなないで、之を廣く刑事の全般に涉つて學理と實際上に關する調査研究報道等を致しまして依つて以て此刑事々業の權威と爲まむとする希望であります。此點に於きましては此希望を達するが爲めに特に諸君の一層の御努力を乞ひたいのであります。

以上述べました如く、本會は凡ての點に於て最善の努力を盡して居る譯でありませうが、唯併し諸君御承知の如くに、本會は警察協會とか或は鐵道協會と云ふが如くに豊富なる基金を有つて居りませぬので、

其難關の頭に殘つて居るものを並に御話して見たいと考へます。尤も其前に佛蘭西にはどう云ふ監獄があるかと云ふことを、ちよいと蛇足的に列べて見やうと思ひます。佛蘭西の監獄は内務省に屬して居つて、其下に監獄委員會と云ふやうなものが又其外になつて居ります。さうして佛蘭西全國を三十九に區分して其處に一人の監督者を置いて、尙ほ内務省から時々監視員を派遣する事になつて居る。監獄の種類は、メゾンサンクトラルと云ふのが全國に十五程ございませう。其メゾンサンクトラルと云ふのは二つの監獄を含んで居るのであつてメゾントホルスト、メゾントクレクシヨンと云ふ二つであります。メゾントホルストと云ふのは長期の懲役刑を入れて置くものであつて、メゾントクレクシヨンの方は一年以上の禁錮の者を入れて置くのであります。尙ほ其メゾンサンクトラルと云ふのは純粋の國立の監獄であつて全國に十五あつて、さうして長期の者を入れて置くが、其外は州立の監獄が各デパートメントにあるので、メゾンデパートメントと云つて居る。是は州の費用と國家

會員の數は一萬餘に達して居ります。内八千位は、即ち會員の大部分に付ては高率の會費を徴収することはむづかしいのであります。年々交付される所の國庫の補助金等は普通並に高級練習所の經費を支辨致しますと寧ろ足らぬ程であります。依つて曩に諸君の御配慮に依つて本會へ喜捨せられたる所の會員からの寄付金を土産と致しまして、事業の改良發達に必要な幾多の施設を遂行するが爲めに、更に廣く大方篤志家の援助を求むるの必要を生じて居るのであります。是に於て今更更に諸君を煩はしまして、一般に對する寄付金募集の企を致さうとして居る譯であります。其趣意書等は御手許へ差上げる積りであります。此目的を達成致しませるに付て、何卒格段なる御盡力を冀ふ次第であります。更に繰返して申上げますが、外の警察、鐵道等は早く既に基金募集の企を致しまして、今日は可なり纏つたる所の基金を持つて居るのでございませうから、其事業も其く行はれて居るのであります。本會は左様な企なくして今日に及びましたので、是非此場合に於て廣く基金の募集を致して相當の成果を收めたいと思ひますが、何分經濟界が此の如く

の費用を以て立て、ある監獄であつて、是には短期刑即メゾンサンクトラルに道入らない所の一年以下の懲役禁錮刑者を入れるのの尙ほ、其外に未決拘留の者なも入れることになつて居る。其監獄は一部即ちマシヤスマンに珍くも一つ宛置くことになつて居る。此監獄は未決拘留者を入れるが爲めに、未決拘留のメゾン即ちメゾンデパールメントと云つて居る。是が本來のメゾンデパールメントメンタルのものではあるけれども、尙ほ時としては重罪裁判所に呼出されたる被告人も是に入れることになつて居る。短期刑の者のみならず、或必要に迫つて置くことになつて居る。此監獄に於ては千八百七十五年の法律を以て早房制度を採用して居るのであります。此州の監獄、それから國家の監獄、即ちメゾンサンクトラル以外に尙ほブリヤンサンクトラル即ち一つのキャントンに一つ宛の監獄が置いてある。其キャントンと云ふのは御承知のやうに現在に於ては行政區劃でなく、司法の區劃になつて居るのであります。即ち治安裁判所の管轄區域がキャントンで、其治安裁判所區域に一つの監獄があることになつて居る。それはどう云ふ者を入れるか云ふ

悪い時代でありますから、頗る困難ならむと存じます。偏に諸君の努力に待つの外ございませぬ。其他會計事務に付きましては配付致しましたる決算書で了解を願ひたく存じます。之を以て總會の御挨拶と致しまして、御清慮を煩した事を深く感謝致します。

來賓演説  
司法省參事官 鶴峯四郎氏

此刑務協會の總會に於て何か話をし方と云ふこととございませぬけれども、餘りに監獄に關することは不案内なので御断りしましたのですけれども、何か十五分か二十分も御話しろと云ふことで御請け致しました。

一昨年の春、日獨聯合仲裁裁判所の事務官として歐羅巴に参りまして、滿二年程滞在して参りましたが、其間に唯一つ監獄の事に付きましては本省の囑託がございまして、其事の順序を定める爲めに佛蘭西の内務省に参りまして、丁度日本の行刑局長と云ふやうなムツシユ、ヘンニと云ふ人に會ひまして、其取調へのことを頼みませう間、僅か十分ばかり話を致しましたので

と逸野罪に依つて罪せられた者、現行犯の輕罪囚さうして尙ほ移送中にある所の重罪囚及び未決囚を入れることになつて居る。其外に尙ほ各市にビルブリヤンミニヤルと云ふのがあつて、是は愛で刑を執行するのでなく、他の監獄に移さるゝ迄一時其處に拘禁して置くことと云ふものが立つて居る。尙ほ其外にシヤンブルトスと云ふものがあつて、今言ふ監獄のないやうな場所に於て其憲兵屯所に一つ宛ある。是も矢張り刑を執行するのではなくして、さう云ふ監獄の不便の場所の爲めに一つの屯所から他の屯所に移す、既決の囚人を一時入れて置く場所になつて居る。是が普通のものでありますけれども、其他の特別のものとして陸軍及び海軍の監獄であるとか、尙ほ「少年犯の矯正院」と云ふものと尙ほ、殖民地には殖民地の監獄があることになつて居る。此監獄には今申しました通り、キャントンにあるもの以外はブリヤンと云ふ文字でなく、メゾンと云ふ固有名詞になつて居るのであります。此監獄のこに付て、殊に其作業の狀態に付ての調査でありました爲めに、其弊には十分程の話でありましたが、ヘンニと云ふ

人さ會つた時の話を述べて見やうと思ひます。先づ作業のことは餘談でありましたけれども、戦争の影響に付て申しますのに非常な戦争の後半期から少年の犯罪が多くなつた云ふことを言つて居りました。それは戦争に行つて保護者が居なくなつて家庭が紊れた爲めに、少年の犯罪が著しく増えて、是が戦後に迄影響して居ると云ふことを申し居りました。尙ほ戦後の犯罪は何處も同じやうに慘酷のものが多くなつてさうしてヘンリーの言葉を借りて言へば、野蠻國が文明時に復活したやうだと言つておりました、それは英吉利も同様であつて、一寒變殺の事件であるとか、尙ほ慘酷なる殺人の事件が夕刊新聞の三面に賑はして居るのに賑々出過つたのであります。私が丁度此間佛蘭西に参りましたのは戦争の始まる時でありましたが、それから約三年を佛蘭西に過して歸つて來ます其間でございます。即ち戦争の前中に於て自分の眼に觸れたよりは、尙ほそれが後中に於て一屬眼に觸れるやうな心地が致したのである。次に其當時から英吉利では非常な失業の問題が噴しく、現に昨夜の夕刊新聞にも十萬程の失業者が何か倫敦の街を騒がしたことが

書いてありましたが、斯様に失業者の問題が、倫敦に於て噴しいのであります。佛蘭西に於ては仕合せと其問題がないのであります。戦争の爲めの失業者に付ては別に刑事上心配をしないさへ、ヘンリーが言つて居りました。それから本論に入つて、監獄の作業の種類は監獄に依つて一定して居らないで、土地々々の情況に従つて色々であるが、職業訓練即ち入監當時の職業を參照して出獄後の生計を會得させる方法をも考慮して作業の種類を極めて居る。入監當時囚人の身體を無論診察するから、身體の弱い者に重い労働等をさせるやうなことはしないと言つて居りました。其作業に依つて遣り上げた物は市場に出すこともあるが、請負で仕事をさせることもある。同種類のものをドッシ／＼市場に供給する事になるので、民間の個人事業を妨害する理窟である。それは充分に考慮して、監獄の作業の種類を極めて居ると云ふことを言つて居りました。其爲めであるが民間より苦情を持つて來たことがないやうにも申して居りました。それから夜業のことであります、丁度新聞を讀みまして其時日本の夜業の時間の延びたと

云ふことがありましたので、其事を問ふて見ましたら、こちらではそれは行はれないことであらう。それは國の習慣が違ふので一概に何とも言へないことである。現に獨逸の如きは八時間労働を以て實行して居る位だと云ふことも聞きました。それから、是は前に御聞きになつたこと云ふことであります、それを承りました、それは監獄の作業に付ては所謂趣味的作業をさせること云ふことを承りましたが、それはどうですかと訪ねます、先づ花を栽培させるか玩具とか人形とか云ふ趣味的の作業をさせること云ふことであります。それは最近のことであるが、成績が良、趣味を教養して囚人の心から野蠻の性質を取去つて行くので、殊に少年犯などに付ては効果が著しいやうである。心を柔らげるものが即ち囚人を善良に導くのであらうと言つて居りました。尙ほ囚人間に對話を禁ずること云ふことが法律に定めてあります。併し實際に於て今申しましたデパートメントのアルトマンの監獄に於ては、作業の時間以外に於て對話することは實際上禁止して居ないで、自由を與へて居るやうに申して居りました。

是丈けのことを聞いたのであります、自分が今度歸朝して見ますと、裁判所の人民控所の看板が公衆控所と塗替へられたの、監獄が刑務所になつたのが著しく私の目に付いたのであります。監獄が刑務所となつたと申しますことは恐く普通の人が見て監獄よりは刑務所の方がやさしい名に變つたやうに思ふだらうと思ひます、此名の變ると云ふことが所謂名實相件ふものであるとするならば、其實質も變つて行くべきものではあるまいか、さうしましたならば或は佛蘭西の監獄の趣味的作業其他の事に付て研究の餘地があらはせぬか、但し疾うの昔に研究してあると仰しやるかも知れませぬけれども……

した然るに拘はらず又茲に出て御話をすることになりましては、實は御話でも何でもないのでございますが、會長の報告を聞きまして、皆様に申して置かなければならぬであらうと云ふことを考へ付けたのであります。議事と云ふことが書いてございましたから、議事になりましたらば申上げやうと、斯う思つて居りました所が、議事と云ふ所はズット飛んで仕舞ひました。それで茲に上りまして皆様に御相談をして置きたいことを申上げやうと思ふのであります。

めて刑務所とされたのであります、私は其理由は與り知りませぬ。唯名を改めると云ふならば極めてつまらぬことと云ふから、さう云ふ御積りではないであらうと信ずるのであります。監獄を人が厭ふのは名が監獄であるからではないのであります、其實を嫌ふのであります。それでありますから、名を改めると云ふことに依つてのみでは何等の効果のないこと信じますし又それ等に依つて何等の効果あるとは御考へてないであらうと思ふ。そこで何が故に改められたかと云ふことを考へますのに、

本會顧問法學博士 小山温氏

久振りで皆様に御目に掛りました、甚だ御喜びを感じます。今日實は御話する積りでも何でもないのでございました。所が控所に來ると北島君から何か御話をせいと云ふことでありましたが、固く御断り致します。

何を御話しやうとして材料を調べなかつたのでございますから、其御話申すことが記憶丈では洵に危ないのでございますが、豊野君も御出でになつて居ることでございいますから、他の古い典獄の諸君は或は御承知のことかも知れぬと思ふ。それはさう云ふことと申します、監獄の名が改つて刑務所となり、監獄局は行刑局と改り、隨つて當協會が刑務協會と改つた。斯う云ふことに關してであります。元は監獄を刑務所と改められたことから他の事は起つたであらうと思ひますが、監獄は何故に久しく用ひ來つた名稱たるに拘はらず、改

められたかと云ふことを考へますのに、是は御聞き申したことではないから分りませぬが、重要な原因の一つと私が考へ付いた事は行刑の目的を達する爲めには單に行刑の事に與る者のみの考に委れて置くことは宜しくない。監獄當局者若くは少くとも司法當局者のみに行刑のことに考へますと云ふ事では到底足りない、それであるから廣く世の中の人に刑と云ふことに付て考へさせて、行刑の實際の目的を達するが爲めに改められたと云ふことが私は重要な一つの原因ではないかと思ふのであります。そこでさう私が考へ付いたことであります、

是は記憶違ひであるかも知れませぬが、

是は記憶違ひであるかも知れませぬが、

是は記憶違ひであるかも知れませぬが、

監獄協會時代に會長と云ふ名はありましたが、其會長になりました初めが私でなかつたかと思ふ。然も後に監獄局長が當然監獄協會の會長となり、司法大臣が當然總裁となり、在京の典獄が當然理事となる。斯う云ふ組織になつたのであります。さうなりました初代の總裁が故松田司法大臣であつたと思ふのであります。それ迄は監獄協會と云ふものは單紙に其實は監獄當局者で組織されて居りましたに於て、規則の上では誰が會長になりました所が、誰が總裁になりました所が、誰が理事になりました所が同じこと、然るに其改正以後が司法當局者に役員に限らるゝ、斯う云ふことになつたのではないかと考へます。間違つたら御免を蒙ります。そこでなぜさうなつたかと云ふと、無論理由があるのであります。又申すことを好みませぬ。其時に故松田司法大臣が言はるゝのに、斯うして仕舞ふと云ふと、監獄協會と云ふものは司法省の附屬物見たやうになつて仕舞ふではないか、それよりは矢張り廣く世上に會員を募り、元の通り役員は時々選舉に依つて制限を設けない方が宜しくはないか、斯う云ふこと

を言はれたのであります。それで私は其時にはさうすることの出来ない事情を述べて第一期の總裁たる承諾を得たと思つて居りますが、唯さう言はれた事柄を他の其時分の監獄協會の幹部諸君に言ふたか、言はなかつたか、それはちよいと覚えて居らない、或は言はなかつたかも知れぬと思ふ。そこで今刑務協會と名を改めらるゝと云ふことが、單純に名を改めらるゝ、監獄の方は姑く措きまして、私は監獄は關係者でございませぬが、此協會は元來名義上ではございませぬが、密附者の名を私が持つて居りますが、それから相談役と云ふ名を持つて居ります。それだから刑務協會の方では何か御相談を爲さなければならぬやうに考へます。刑務協會と名を改めらるゝのは、監獄の名では人が近いかから、廣く社會の人に監獄の事に思ひが致さむる爲めに名が改つたに致します。刑務協會と改めらるゝのが名義のみでなく、其實にも及ばむとするならば、協會は規則さへ改めれば廣く會員を募ることが出来るのである。廣く會員を募つて刑務所のこと、即ち監獄のことを廣く世上の人に考へしむること云ふ手段に供することが出来るのであります。それでありませぬから前の改

革の時は必要がありました。引續めて唯司法省の物であること云ふやうにしたのでございませぬが、此名を改めらるゝならば其實を改めて、今度は廣く會員を社會に募つて或はさうすること云ふ役員も當然でなくてはならないかも知れませぬが、即ち故司法大臣の言はれたやうな組織にする必要が生じて來たのではないかと考へ付いたのであります。それでありませぬから私は故松田司法大臣の申されたことを外の人に言ふて居つたらば私の責任もさう感じないのであります。が、どうも言はないやうに感じますから、茲に皆さんに申上げて、私の思ひ付でない十何年前に故松田司法大臣の言はれたことに依つて考へ付いたのでありますから、名を改めらるゝならばこれを一つ御考へ下さらぬかと云ふことを皆様にお願ひする爲めに御清聴を汚した譯であります。

自大正九年四月會計決算報告  
至同 十年三月

總 受 高

內 譯

金五萬四千七百七拾貳圓參錢	前年度ヨリ越高
金四萬四千五百貳拾五圓拾六錢五厘	本年度收入高
金四萬七千七百貳拾參圓七拾錢五厘	總 支 出 高
金五萬九百七拾參圓四拾九錢	總 支 出 高
一 金拾壹萬貳千參百五拾貳圓八拾參錢七厘	資産之部
總 資 産 高	
有 價 證 券	
振 替 貯 金	
銀 行 預 金	
現 金	
本會家屬及附屬物	
會長其他住宅五棟	
會 電 話	
會 金	
金參萬貳千六百六拾圓	
金壹千六百九拾五圓八拾六錢	
金壹萬五千五百六拾五圓四拾七錢	
金壹千五百圓	
金五千六百六拾五圓六拾五錢	

大正九年度收支決算書

金壹萬圓	備品及圖書	補助金	貸家料	利息	會費	監獄協會收入	科 目	決算額	豫算額
租 金	補 助 金	廣 告 料	雜 支 出 之 部	事 務 費	旅 費	職 譯 及 原 稿 料	報 酬 及 慰 勞 金	備 品 費	消 耗 品 費
通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費	通 信 運 送 費
二九、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

會計決算報告

圖書印刷費	二、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
總 會 費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
雜 誌 諸 費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
贈 與 金	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
圖書設備費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
練習所諸費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
住宅建築修繕費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
理事會費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
借入金利子	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
雜 費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇

一、實收額ニ於テ利子ハ債券償還アリシ爲メ減少セシモ會費ノ收入増加セシト書籍代ノ收入多キヲ以テ雜收入ニ増加シタルト豫算外ニ廣告料ノ收入アリシト國庫ノ補助金アリシニ由ル

一、支出額中増加セシ項目ニ就キ説明スレバ左ノ如シ

事務費中職員給料及手當ハ事務員壹人増員ヲ要セント翻譯及原稿料ノ原稿料ノ多キニ由リ報酬及慰勞金ノ多キヲ要シ備品費ハ修繕物品ノ多キニ由リ圖書印刷費ハ購友證書ノ印刷ヲ要シタルニ由リ消耗品費ハ物價ノ騰貴ニ由リ通信運送費ハ購友證書ノ發送及





東洋大學教授 勝水淳行著

菊判ボブリン装幀  
定價金貳圓五拾錢  
内地送料金拾八錢

# 犯罪社會學

## 最新刊

◻略概容内◻

- ▲犯罪研究の對象 (第一章)
- ▲犯罪社會學の概念 (第二章)
- ▲犯罪社會學の研究法 (第三章)
- ▲社會生活及び其の目的 (第四章)
- ▲犯罪觀察の諸方面 (第五章)
- ▲犯罪の性質 (第六章)
- ▲犯罪と其の影響 (第七章)
- ▲犯罪發生の條件 (第八章)
- ▲犯罪の原因 (第九章)
- ▲犯罪に對する反動としての刑罰 (第十章)
- ▲犯罪の防遏 (第十一章)

### 附錄

- ▲家庭問題としての少年犯罪
- ▲不良少女は如何なる家庭から生れる

好評

文學士 寺田 精一著  
法學士 郷津 茂樹著

朗ゾブ犯罪人論  
不良少年になる迄

定價金壹圓五拾錢  
内地送料金拾貳錢  
定價金貳圓  
内地送料金拾貳錢

東仲 京嶺 神樂 田町 巖松堂書店 振六 替五 東五 京六